

地域再生に資する施策の評価

令和2年3月

内閣府地方創生推進事務局

目次

1. はじめに	1
(1) 本評価の背景と目的	1
(2) 今年度の評価の視点	2
2. 調査分析の結果及び政策への反映の方向性.....	3
(1) 地域再生計画の作成状況について.....	3
(2) 地方公共団体の連携による地域再生について.....	10
(3) 地域再生推進法人の活用促進による官民協働の取組の推進について	25
(4) 地域再生制度に関する運用改善について	35
3. 評価のまとめと次年度に向けた課題	36

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済活性化や雇用機会の創出等を目的として地域が行う自主的・自立的な取組を国が支援するため、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定した場合に、認定された地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に記載された事業を実施するに当たって必要な財政的な支援や許認可等に係る特別の措置等を講ずる制度である。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から10年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和元年12月末までの間に累計6901件の地域再生計画の認定が行われた。特に、平成28年度以降は、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、年度平均で1213件（平成17～27年度の年度平均認定件数は約124件）の地域再生計画が認定された。

この「地域再生に資する施策の評価」は、内閣府地方創生推進事務局において、今後の地域再生計画制度等の見直し等の検討材料とするため、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行い、「地域再生に資する施策の評価に関する検討会」において第三者である専門家等の意見を聞いた上で、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置等に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

（2）今年度の評価の視点

今年度は、昨年度に引き続き、①地域再生計画の未活用地方公共団体、②広域連携の取組、③地域再生推進法人制度に焦点を当て、昨年度の評価検討会における委員の意見等も踏まえ、調査分析を行った。

地域再生計画の未活用地方公共団体については、昨年度からのマクロ的な増減傾向を調査・評価するとともに、未活用である地方公共団体の傾向について分析を行った。また、未活用の理由に応じて必要な措置は異なるものと考えられることから、未活用の理由に着目して調査を行った。さらに、昨年度の評価検討会の意見を踏まえ、今年度は、他の地方公共団体との共同申請は行っているが、単独での申請は行っていない市町村についても調査を実施している。

広域連携の取組については、事例調査の数を蓄積するとともに、昨年度の評価検討会における委員からの意見を踏まえ、事業分野と連携地方公共団体の地理的関係性や階層的関係性（都道府県や市町村）により分類を行い、詳細な分析を行った。

地域再生推進法人制度については、事例調査の数を上積みするとともに、地域再生推進法人の指定による効果と地方公共団体が民間団体と連携・協働することによる効果の調査・分析について深掘りを行った。

2. 調査分析の結果及び政策への反映の方向性

(1) 地域再生計画の作成状況について

<調査分析の視点>

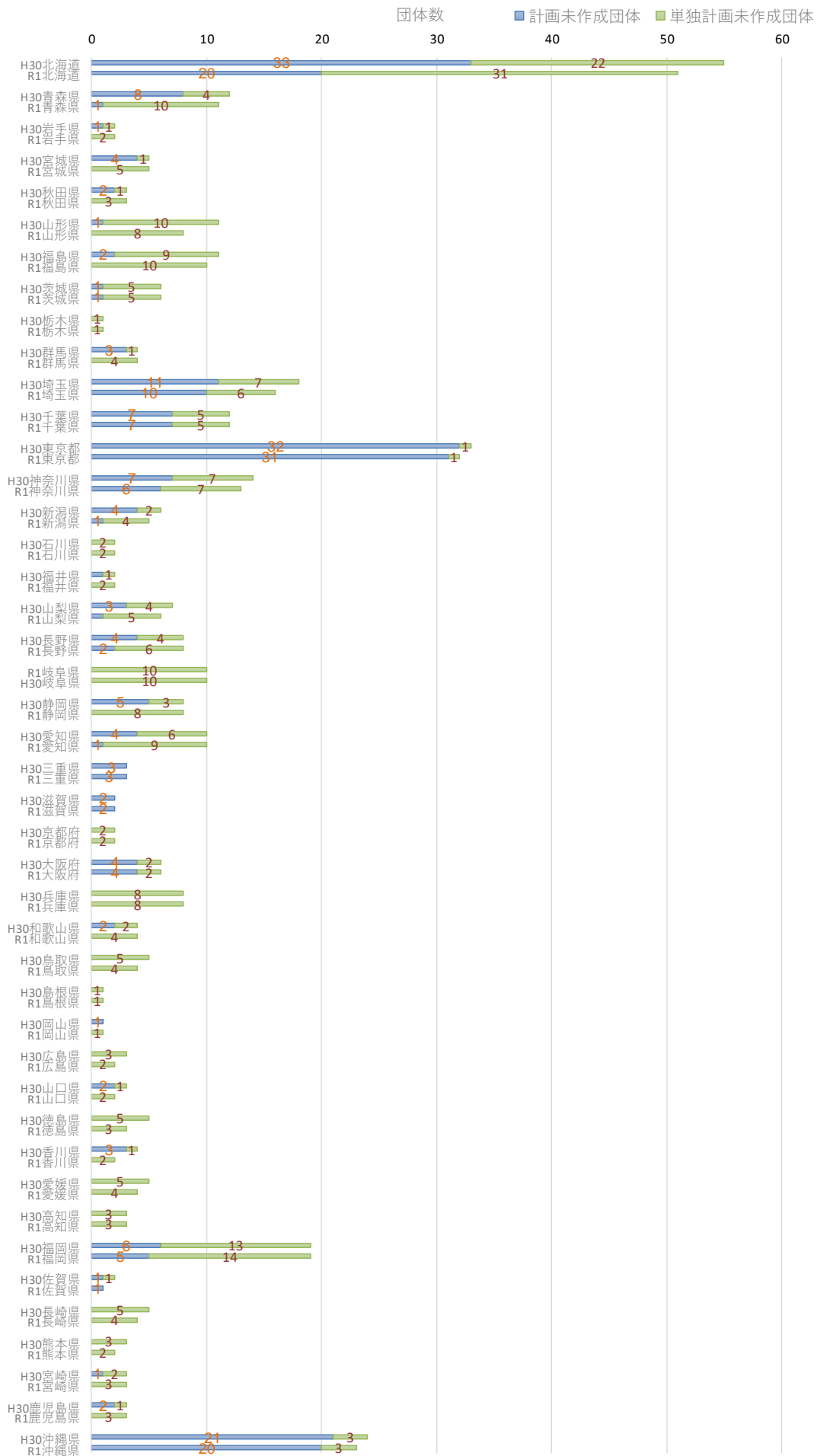
昨年度調査の結果、これまで地域再生計画の認定を受けたことがない地方公共団体（以下「計画未作成団体」という。）が181団体ほど存在していたことが明らかになった。このような計画未作成団体の動向について今年度も継続調査を行った。また、昨年度の検討会において、他の地方公共団体との共同申請は行っているが、単独での申請は行っていない市町村（以下「単独計画未作成団体」という。）について、計画作成などのノウハウが蓄積されていない可能性があるという意見を踏まえ、今年度調査では単独計画未作成団体についてアンケート調査を実施した。

計画未作成団体や単独計画未作成団体が存在することが直ちに問題であるということではないが、地域再生制度を未活用である理由が、地方公共団体に対する制度の周知不足や体制やノウハウの不足によるものである場合、国において対応策・支援策を検討・実施する必要があると考えられる。このため、単独計画未作成団体に対する調査においては、制度を未活用である理由に着目して分析を行った。

<調査分析の結果>

今年度調査の結果、令和元年12月時点における計画未作成団体は、116団体（図表3）であった。昨年度（平成30年12月）の181団体から、65団体が新たに認定を受けたことになり、地域再生制度の活用がさらに広がっていると評価できる。都道府県ごとに昨年度と令和元年度の計画未作成団体を比較すると、北海道で33団体から20団体に大幅に減少したほか、青森県が8団体から1団体、宮城県が4団体から0団体、静岡県が5団体から0団体に減少している（図表1）。この背景としては、「わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住支援及び新規就業支援）」事業などの道府県と域内市町村の連携が不可欠な地域再生計画が多く認定されたことが影響していると考えられる。

令和元年12月時点の計画未作成団体の数を都道府県別に見ると、最も多いのは東京都の31団体であり、次いで北海道及び沖縄県が同数で20団体となっている。この他、首都圏の埼玉県（10団体）、千葉県（7団体）、神奈川県（6団体）も他府県に比べて計画未作成団体が多い傾向にある。沖縄県に計画未作成団体が多いのは、地方創生推進交付金とは別に沖縄振興一括交付金等があることが理由の一つと考えられる。また、首都圏の地方公共団体については、地方創生推進交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の趣旨を考えると、計画未作成団体が多いことは納得できる部分もあるが、東京都の離島部で未作成団体が多く見られることは、制度の内容や運用にあたっての改善の余地があると考えられる。また、計画未作成団体について、人口規模で分析を行ったところ、首都圏以外の計画未作成団体の大部分が人口1万人未満の地方公共団体であった。



図表 1 都道府県ごとの計画未作成団体と単独計画未作成団体の推移 (H30.12及びR1.12)

単独計画未作成団体については、令和元年12月末時点で212団体が該当した（図表4）。 昨年度（平成30年12月）における単独計画未作成団体数は174団体であり、38団体増加している。これは、昨年度の計画未作成団体の一部が、都道府県等との共同申請により地域再生計画の認定を受けたためである。一方で、昨年度の計画未作成団体及び単独計画未作成団体で、直近1年間に単独で地域再生計画を作成した地方公共団体は、27団体¹存在する。この27団体は町村部が中心であり、徐々にではあるが、人口規模の小さい町村にも地域再生制度が浸透してきていると評価できる。

今年度調査において、単独計画未作成団体に対して、共同申請のきっかけや他の地方公共団体との役割分担、共同申請のメリット、単独申請をしていない理由等について、アンケートによる調査を行った（回答数：87団体）。

計画作成時の当該市町村の役割に関する質問に対し、共同申請計画の作成に主体的に携わった旨の回答があった団体は4団体にとどまった。多くの単独計画未作成団体は、他の地方公共団体（主に都道府県）の発案に賛同する形で共同申請に至っており、単独計画未作成団体に計画作成のノウハウが蓄積されていない可能性がある。

一方で、単独計画未作成団体について、今後の単独での計画作成の見込みを問う設問に対しては、有効回答85団体のうち「1. 今後、作成する見込みがある」と回答した市町村が17団体あり、共同申請による地域再生計画の作成を行った後に、単独申請による地域再生計画の作成を行う事例が見られる（図表2）。このように、計画作成の経験・ノウハウがない市町村が、共同申請・広域連携により地域再生に取り組むことは、地域再生に取り組むきっかけとなりうる。一方で、今後、作成する見込みがあると回答した市町村は、人口規模の大きな市町村が比較的多い現状がある。

次に、「2. 作成したいと考えているが難しい」という回答が41団体にも上った。その理由として最も多かったものは「地域再生計画の作成にかかる人員の確保が難しいため」で約66%、ついで「事業実施のための自主財源の確保が難しいため」が約51%、「地域再生計画の作成事務が難しいため」が約34%であった（複数回答可）。「2. 作成したいと考えているが難しい」と回答した市町村に対して追加で電話ヒアリングを行ったところ、人口1万人未満の人口規模の小さい市町村では、「職員数が少ないため、構想立案にかかる人員、計画作成事務にかかる人員、事業を実施する人員が総じて不足している」旨の回答が多かった。一方で、人口規模の大きい市町村では、「計画を作成し、地方創生推進交付金等を活用できれば良いと考える一方、現状で推進している政策については他省庁の補助制度を活用して実施できている。その他で一般財源を投じて実施すべき政策課題を見出すのが難しい」旨の回答があった。このようなことから、依然として、特に規模の小さい市町村を中心として、職員のマンパワー不足や財源不足により、地域再生制度を活用したくてもできない市町村が見受けられる。

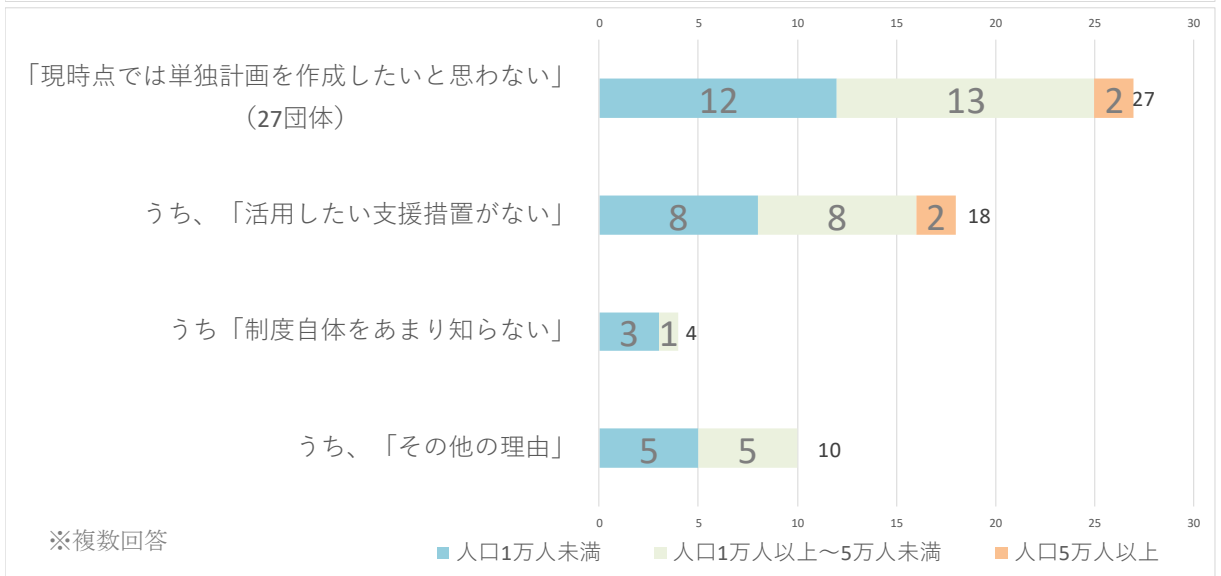
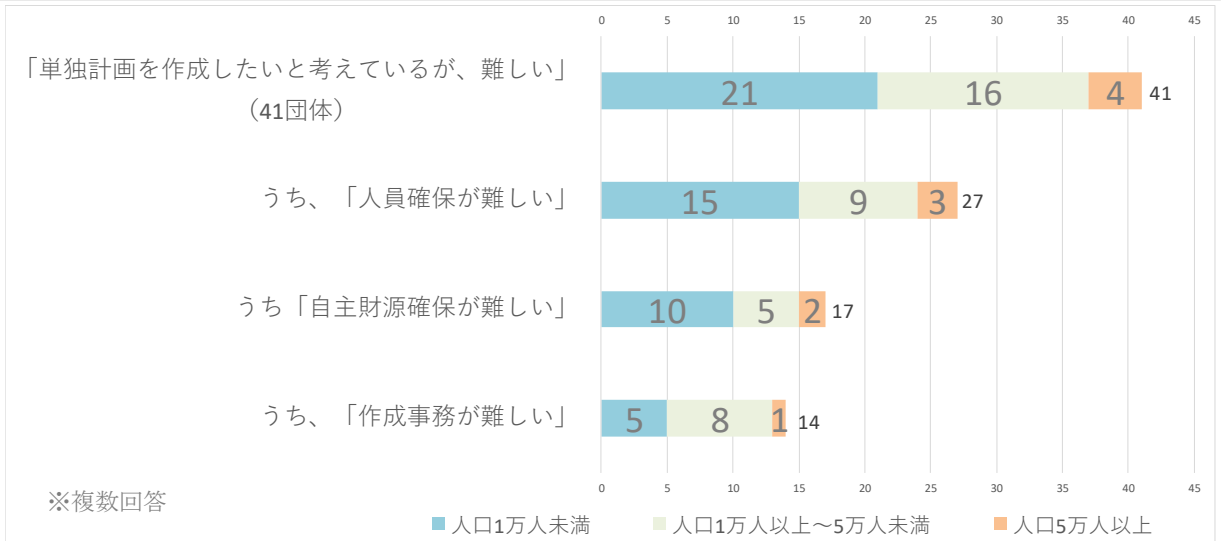
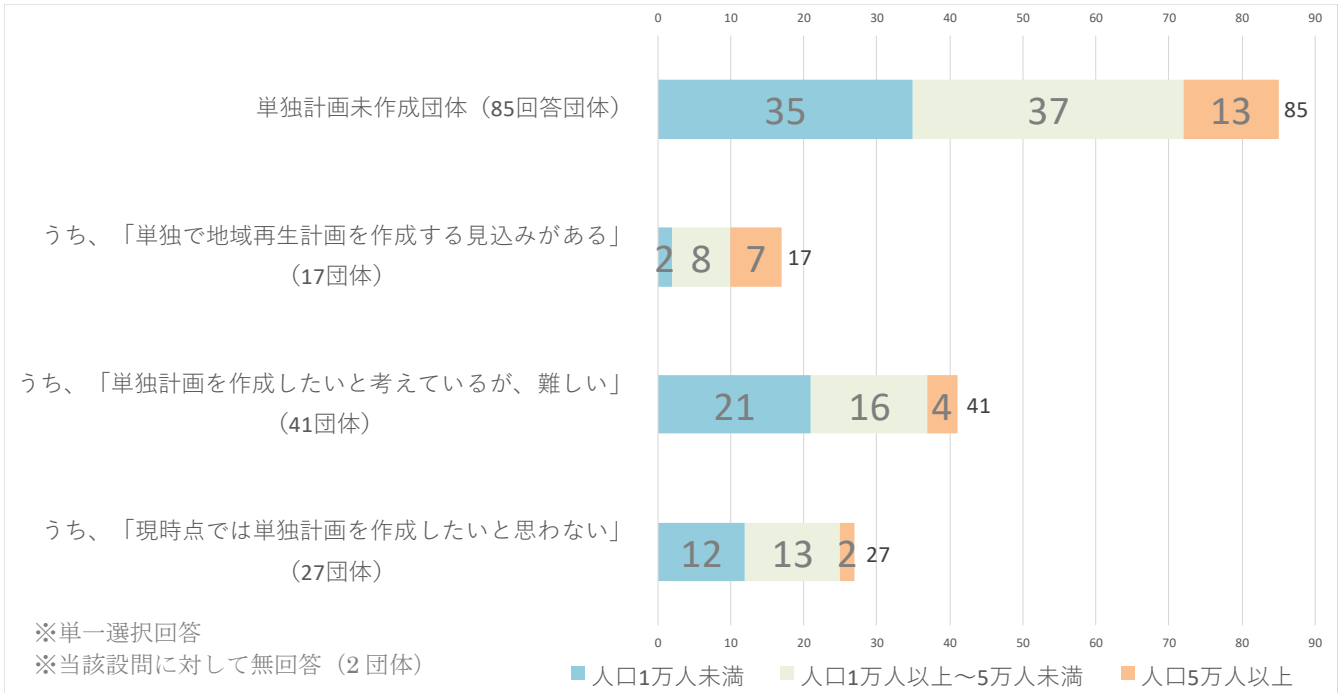
¹ 計画未作成団体から単独計画作成団体となった団体：16団体

北海道北斗市、松前町、寿都町、蘭越町、青森県鯉ヶ沢町、山形県三川町、群馬県嬭恋村、埼玉県新座市、東京都町田市、神奈川県藤沢市、新潟県湯沢町、山梨県山中湖村、山口県平生町、香川県善通寺市、香川県綾川町、沖縄県恩納村

単独計画未作成団体から単独計画作成団体となった団体：11団体

山形県中山町、舟形町、福島県檜葉町、埼玉県深谷市、広島県安芸太田市、徳島県藍住町、松茂町、愛媛県内子町、佐賀県吉野ヶ里町、長崎県平戸市、熊本県甲佐町

図表 2 単独計画未作成団体の今後の計画作成見込み及び作成しない理由



図表 3 計画未作成団体一覧（令和元年12月時点）

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道 (20団体)	歌志内市	東京都 (31団体)	千代田区	長野県 (2団体)	上松町
	伊達市		中央区		大桑村
	新篠津村		港区	愛知県	大治町
	鹿部町		文京区		朝日町
	島牧村		墨田区	三重県 (3団体)	川越町
	留寿都村		江東区		度会町
	喜茂別町		目黒区		滋賀県 (2団体)
	京極町		世田谷区	野洲市	
	共和町		渋谷区	大阪府 (4団体)	摂津市
	古平町		中野区		四條畷市
	浜頓別町		杉並区		島本町
	豊富町		北区		千早赤阪村
	礼文町		板橋区	福岡県 (5団体)	宇美町
	美幌町		練馬区		志免町
	訓子府町		江戸川区		須恵町
	置戸町		八王子市		久山町
	湧別町		昭島市		粕屋町
	新冠町		福生市	佐賀県	大町町
	えりも町		多摩市		大宜味村
	羅臼町		羽村市	沖縄県 (20団体)	東村
青森県	あきる野市		読谷村		
茨城県	瑞穂町		北中城村		
埼玉県 (10団体)	春日部市		日の出町		中城村
	羽生市		檜原村		西原町
	蕨市		利島村		与那原町
	志木市		新島村		南風原町
	久喜市		神津島村		渡嘉敷村
	八潮市		三宅村		座間味村
	富士見市		御蔵島村		粟国村
	吉川市		青ヶ島村	渡名喜村	
	白岡市		小笠原村	南大東村	
	三芳町	厚木市	北大東村		
千葉県 (7団体)	市川市	神奈川県 (6団体)	伊勢原市	伊平屋村	
	習志野市		海老名市	伊是名村	
	流山市		座間市	八重瀬町	
	八千代市		綾瀬市	多良間村	
	浦安市		大磯町	竹富町	
	神崎町		刈羽村	与那国町	
	東庄町	山梨県	昭和町		

(凡例) …… 人口1万人未満
 …… 人口5万人以上

(平成31年1月1日住民基本台帳人口より)

計画未作成団体数合計

116

※H30.12月時点

181

図表 4 単独計画未作成団体一覧 (令和元年12月時点)

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道 (31団体)	千歳市	福島県 (10団体)	北塩原村	岐阜県 (10団体)	土岐市	香川県 (2団体)	直島町
	木古内町		会津坂下町		関ヶ原町		多度津町
	森町		湯川村		輪之内町	愛媛県 (4団体)	上島町
	泊村		中島村		安八町		松前町
	神恵内村		矢祭町		坂祝町		砥部町
	南幌町		広野町		富加町		鬼北町
	奈井江町		富岡町		川辺町	高知県 (3団体)	田野町
	由仁町		大熊町		七宗町		馬路村
	長沼町		双葉町		八百津町		芸西村
	新十津川町		葛尾村		白川村	福岡県 (14団体)	大川市
	妹背牛町	石岡市	伊東市	古賀市			
	秩父別町	龍ヶ崎市	下田市	篠栗町			
	比布町	牛久市	伊豆の国市	芦屋町			
	愛別町	神栖市	東伊豆町	岡垣町			
	中富良野町	利根町	河津町	小竹町			
	中川町	那珂川町	松崎町	鞍手町			
	小平町	草津町	清水町	香春町			
	初山別村	昭和村	長泉町	赤村			
	猿払村	板倉町	愛知県 (9団体)	碧南市	福智町		
	大空町	千代田町		刈谷市	苅田町		
	白老町	本庄市		清須市	みやこ町		
	日高町	和光市		北名古屋市	上毛町		
	浦河町	滑川町	あま市	長崎県 (4団体)	築上町		
	新得町	皆野町	東郷町		西海市		
	陸別町	小鹿野町	飛島村		川棚町		
	釧路町	東秩父村	設楽町		波佐見町		
	厚岸町	富津市	東栄町	熊本県 (2団体)	佐々町		
	浜中町	八街市	城陽市		大津町		
	標茶町	南房総市	精華町	宮崎県 (3団体)	山都町		
	鶴居村	九十九里町	熊取町		西米良村		
	別海町	芝山町	田尻町	鹿児島県 (3団体)	都農町		
青森県 (10団体)	黒石市	東京都	八丈町		沖縄県 (3団体)	高千穂町	
	外ヶ浜町	神奈川県 (7団体)	鎌倉市	いちき串木野市			
	六戸町		逗子市	湧水町			
	横浜町		大和市	喜界町			
	おいらせ町		葉山町	石垣市	石垣市		
	大間町		大井町		宜野座村		
	田子町		山北町		嘉手納町		
	南部町		開成町				
	階上町	柏崎市	新温泉町				
	新郷村	田上町	九度山町				
岩手県 (2団体)	住田町	阿賀町	和歌山県 (4団体)	印南町			
九戸村	関川村	太地町		太地町			
宮城県 (5団体)	松島町	石川県	川北町	鳥取県 (4団体)	北山村		
	七ヶ浜町	(2団体)	宝達志水町		境港市		
	大郷町	福井県	南越前町		三朝町		
	大衡村	(2団体)	越前町		日吉津村		
美里町	中央市	島根県	吉賀町	伯耆町			
秋田県 (3団体)	上小阿仁村	山梨県 (5団体)	早川町	岡山県	早島町		
	八峰町		富士川町	広島県	府中町		
	東成瀬村		忍野村	(2団体)	海田町		
山形県 (8団体)	山辺町	長野県 (6団体)	鳴沢村	山口県 (2団体)	和木町		
	西川町		南牧村		上関町		
	大江町		木祖村	神山町	(凡例) … 人口1万人未満 人口5万人以上		
	真室川町		松川村	北島町			
	大蔵村		野沢温泉村	上板町		(平成31年1月1日 住民基本台帳人口より)	
	鮭川村		小川村	つるぎ町			
	戸沢村		栄村				
	川西町						

単独計画未作成団体数合計 212

※H30.12月時点

174

<政策への反映の方向性>

北海道、首都圏、沖縄県等を中心に計画未作成団体は依然としてあるものの、認定を受けたことがある地方公共団体は増加しており、地域再生制度の普及は進んでいると評価できる。また、単独計画未作成団体は全国に 212 団体存在し、その中には、地域再生計画を単独で作成したいと考えているものの、計画作成にかける人員や自主財源の確保が困難であることから実際には作成できない現状にある地方公共団体が存在することが明らかとなり、このような地方公共団体は人口 1 万人未満の小規模自治体に多く見られた。

国としては、特に上記のような地方公共団体に対して重点的な支援を図っていく必要がある。具体的には、既存の地域再生の取組の事例紹介により構想立案にかける負担軽減を図るほか、内閣府の「地方創生人材支援制度」や、「サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援事業」の周知と活用促進に取り組むなどにより、マンパワー不足等に悩む市町村への支援を行っていくことが必要である。また、ノウハウ不足に関しては、あらゆる機会を捉えて、地域活性化伝道師制度や一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）による地域再生マネージャー制度の紹介等を行うことが必要である。地域再生計画を作成する前段階の事業構想を描く段階から、これらの専門家の関与を促すことが有効と考えられる。

令和 2 年度の地域再生計画の作成に向けて、地方創生推進交付金に係る地域再生計画について交付金実施計画から自動転記によって作成するツールを配布する、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画について計画記載事項を簡素化するなどにより、地方公共団体の事務負担軽減を図っているところである。今後も計画作成事務の負担を可能な限り軽減するような方策を検討していく必要がある。

地域再生の取組を進めるに当たって、自主財源の確保が難しい地方公共団体に対しては、企業版ふるさと納税の活用を促すなどにより、税収以外の財源の確保の促進を図ることも有効である。企業版ふるさと納税については、令和 2 年度税制改正により、税額控除割合が最大で 3 割から 6 割へ大幅な拡充が講じられるほか、企業による寄附時期の制限が緩和される、多くの国の補助金・交付金が併用可能になるなど、企業にとっても地方公共団体にとっても使い勝手が格段に向上している。上述したような専門家派遣制度なども活用しつつ、企業が賛同してくれるような地方創生事業の構想を描くことができれば、税収以外の財源の確保が可能となることが期待できる。

さらには、複数の地方公共団体が連携して事業の企画立案・実施を行うことも、人員・財源等の事務コストを軽減する上で有効な手段となる場合がある。実際に、規模の小さな複数の町村が連携することで財政負担の低減が可能となった事例もある（P.22 広域連携事例 6）。したがって、国として、このような広域連携の事例紹介等に取り組んでいくことは意義があると考えられる。

この他の論点として、現行の支援措置に活用したいものがないために地域再生計画を作成しないという意見もあることから、地域再生法第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 に規定する新たな措置の提案制度の推進や継続的なヒアリング調査等を通じて、地方公共団体のニーズを吸い上げ、支援措置をさらに拡充していく必要がある。

(2) 地方公共団体の連携による地域再生について

<調査分析の視点>

地方公共団体が自らの行政区域にとらわれずに他の地方公共団体と地域間連携・広域連携を図ることは、他の地方公共団体との役割分担・協働によるメリットや、広域的な事業実施によるメリット等を発揮することができ、地域再生において有効な手法の一つであると考えられる。

昨年度の評価書において、単独の地方公共団体が申請した地域再生計画であるが計画の対象区域に申請地方公共団体の区域以外の区域を含む計画（分類①）及び複数の地方公共団体が共同で地域再生計画を申請した計画を「広域連携計画」と定義し、調査・分析を行った。さらに、複数地方公共団体の共同申請による広域連携計画については、連携する地方公共団体の関係性により、都道府県と当該都道府県内の市町村の連携（分類②）、都道府県と当該都道府県外の市町村の連携（分類③）、同一都道府県内の市町村同士の連携（分類④）、異なる都道府県の市町村同士の連携（分類⑤）、都道府県同士の連携（分類⑥）に分類され、割合としては、連携範囲が一つの都道府県内にとどまる分類②や分類④に該当する計画が多いが、例えば、熊本県と石川県加賀市による「IoTを核とした人材育成と実証による産業創出イノベーション推進事業」のように、地理的に離れた地方公共団体同士の連携計画も存在することが明らかとなった。

昨年度の地方公共団体へのヒアリング調査によれば、広域連携は、従来から関係の深かった地方公共団体の連携や、共通の課題を持つ地方公共団体同士が協議会等の場で知り合ったことによる連携、第三者によるマッチングによる連携等の様々なきっかけにより実現していた。

また、広域連携計画のメリットとして、例えば、地方公共団体間のノウハウの共有、それぞれの地方公共団体の強み（地域資源）による互いの補完、実証実験等のデータの相互活用、事務負担や委託コストの削減、スケールメリットを活かしたビジネスモデルの構築、県と市の協働の推進等のメリットがあることが明らかになった。

本年度の調査においては、昨年度に引き続き、優良な広域連携の取組を全国に波及させることを目的として、事例集の作成・公表に向けた具体事例の収集を行った。具体事例の調査・収集に当たっては、取組内容や広域連携を行うに至ったきっかけ、広域連携のメリットに焦点を当てた。さらに、昨年度の検討会において、「広域連携の取組み事例を分野別に分類できないか」、「連携の中でも、隣接している自治体、飛び地の自治体など、いろいろなケースがあると思うので、広域連携事業の地理的な関係を分析するとよい」、「単なる事例紹介を超えて連携の必然性を分析し、一般化することが重要」という意見があったことを踏まえ、本年度は、全ての広域連携計画について農林水産、観光振興等の分野別に分類するとともに、連携地方公共団体の地理的關係性及び連携地方公共団体の階層的關係性（都道府県又は市町村）とのクロス分析を行った。

<調査分析の結果>

令和元年12月までに認定された地域再生計画全6901計画のうち、1221計画が広域連携計画となっている。これらの広域連携計画を以下の3つの観点で分類を行い、クロス分析を行った。

なお、本調査で「水平連携」とは、都道府県同士又は市区町村同士の連携、「垂直連携」とは、都道府県と当該都道府県区域内の市区町村の連携を指すものとする。

1. 連携形態（連携地方公共団体の階層的關係性）

①水平連携（都道府県）、②垂直連携²、③水平連携（市区町村）、④その他³

2. 連携範囲（連携地方公共団体の地理的關係性）

(a)同一都道府県、(b)隣県⁴、(c)遠隔⁵

3. 事業分野⁶

- ・ローカルイノベーション
- ・農林水産
- ・観光振興
- ・地方へのひとの流れ
- ・働き方改革
- ・まちづくり
- ・インフラ整備

² 都道府県と当該都道府県区域内の複数市町村が連携しているものについては、水平連携（市区町村）ではなく垂直連携と整理している。

³ 例えば、都道府県と当該都道府県区域外の市区町村の連携や、複数都道府県と市区町村の連携などが含まれる。関西広域連合が作成した計画もここに含まれる。

⁴ ここで「隣県」とは、同一の都道府県境を有する都道府県（当該都道府県区域内の市町村を含む）間の連携と定義する。なお、都道府県境は陸上の境界線とは限らず、例えば、北海道と青森県は隣県と整理している。

⁵ ここで「遠隔」とは、隣県でない都道府県（当該都道府県区域内の市町村を含む）間の連携と定義する。このため、同一都道府県内又は隣県内の市町村で実際には地理的に隣接していない市町村同士の連携については、ここでは「遠隔」ではなく、それぞれ「同一都道府県」又は「隣県」と整理している。

⁶ 事業分野については、「地方創生事業実施のためのガイドライン 地方創生推進交付金を活用した事業の立案・改善の手引き（平成30年4月 内閣府地方創生推進事務局）」の6分類に「インフラ整備」を加えた7分類としている。それぞれの事業分野における取組内容の例については表4を参照。なお、複数事業分野に関わる計画も多数あるが、本調査では1つの計画について複数カウントはせず、最も親和性が高いと思われる事業分野1つに分類している。

図表 5 各事業分野における取組内容の例

ローカルイノベーション		キーワード:【イノベーション・エコシステム】【インキュベーション施設】【オープンイノベーション】【産業クラスター】【ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)】【ハズオン型支援】
事業例	起業支援事業	地域における創業・起業を促進するために、創業・起業に必要な専門知識を有する人材・機関の紹介や情報提供、インキュベーション施設の運営などの環境づくりを、複数の地方公共団体の連携によって取り組むような事業。また、そのための官民協働・地域間連携による組織・体制づくりや、創業・起業に係る地域の戦略策定や市場調査等を行うような事業。
事業例	中堅・中小企業支援事業	優れた技術やノウハウを有し、成長余力のある地域の中堅・中小企業の発掘・成長の支援に資するように、地域の技術シーズ・設備等やポテンシャルについて評価を行うとともに、将来を見据えた国内外のニーズ情報の収集や、関心のある企業等とのマッチング支援、新商品開発支援等を行うような事業。
事業例	産業クラスター形成・強化事業	日本型イノベーション・エコシステムの形成に向けて、大学、研究機関や企業など地域経済の中核となる主体を中心としたコンソーシアムの立ち上げ支援やネットワークの拡充、中核となる主体相互の連携を担うコーディネーターの組織化・育成・評価、地域外の資源を取り込んだ研究開発、知的財産の活用促進など戦略的な知的財産マネジメントの強化、更にはこれらに必要な人材育成や事業化・販路開拓等を行うような事業。
農林水産		キーワード:【スマート農業】【地域ブランド】【6次産業化】
事業例	6次産業化支援事業	農林水産業に係る生産者、流通・小売事業者、商工事業者・団体、観光協会、金融機関、地方公共団体等の地域の関係主体が参画または協働する地域商社等を核として、農林水産品や食品等の地域資源のブランド化・高付加価値化や、地場産品の国内・海外への販路開拓・プロモーション等を地域ぐるみで行うような事業。また、そのための官民協働・地域間連携による組織・体制づくりや、戦略策定・市場調査等を行う事業。
事業例	人材確保・育成支援事業	農山漁村における担い手の確保・育成に資するよう、6次産業を含めた農林水産業に関連する従事者に対して、就労に係るノウハウ提供や、移住に係る情報提供や体験プログラム等を試行するような事業。また、農林水産業との他分野との政策間連携も視野に、農泊や企業のサテライトオフィス、ICT関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち」関連産業など、農山漁村に賦存する地域資源を活用した産業や農村地域の立地ニーズのある産業の立地・導入を、優良農地を確保しつつ促進して、地域経済の担い手・雇用創出を促すような事業。
事業例	生産性向上・システム化支援事業	農林水産業の生産性向上に資するよう、地域の多様な関係主体との連携や、類似産品を有する地方公共団体等とも連携しつつ、省力化機械の導入等による生産基盤の強化、労働力不足解消や多様な人材の活躍を可能とするロボット技術・ICT技術等の活用の試行、技術・ノウハウ等の普及・啓発、経営感覚を持った担い手の育成・確保等を行うような事業。
観光振興		キーワード:【インバウンド】【観光動態調査】【日本版DMO】【ツーリズム】【農泊】【民泊】【6次産業化】
事業例	インバウンド事業	急増する訪日外国人旅行者の地方への誘客を実現するために、インバウンドを主たるターゲットとした受入人材の育成・確保や、地域資源の観光コンテンツとしての磨き上げ、それらを活用したブランド化や情報発信などを、複数の地方公共団体の連携によって行うような事業。
事業例	新たな観光資源開拓・PR事業	観光振興にあわせて地域資源・産品の販路開拓・拡大を実現するために、観光訪問客・物産購買客等へのマーケティング調査をベースとしつつ、日本版DMOや地域商社等を核とした「地域産品を流通させる仕組みづくり(サプライヤーとリテイヤーの結び付け)」「地域魅力のパッケージツアーの商品化(自然資源+食事+宿+アクティビティ+モビリティ等)」「観光モビリティを含めた周遊エリアの一体化」などを複数の地方公共団体の連携によって行うような事業。
事業例	ICTを活用した情報発信の仕組みづくり事業	顧客である観光客のニーズに応じた情報発信や地域のブランディングに資するよう、広域地域が一体となりつつ「観光情報発信アプリの整備・運用」「国内外のSNS情報等の調査分析によるニーズ把握や発信」「各種の観光関連情報を集約したプラットフォームの構築」などを行うような事業。
事業例	観光地域のマネジメント及びマーケティング体制(日本版DMO)構築事業	従前からの観光関連事業者のみならず、農林水産物、伝統工芸品、自然、文化、芸術、スポーツなどの幅広い地域の関係者と連携しつつ、複数の地方公共団体を範囲とする戦略的な観光地域づくりを実現していくために、日本版DMOの形成・育成や、観光地域づくりに係る経営人材等の確保・育成といったマネジメントに加え、観光地域プロモーションの高度化やマーケティングの取組を行うような事業。
事業例	観光周遊エリア形成促進や周遊アクセス改善事業	観光訪問客がストレスなく快適な周遊・時間消費を実現できるように、複数の地方公共団体が一体となって、観光周遊エリア等の形成を行ったり、広域地域における二次交通の確保を含めた周遊アクセス向上に係る体制構築や実証実験等を行うような事業。

地方へのひとの流れ		キーワード:【移住定住】【生涯活躍のまち】【地域包括ケアシステム】【知の拠点】【プロフェッショナル人材事業】【地域ごと支援センター】
事業例	[生涯活躍のまち] 都市圏住民に対するPR事業	「生涯活躍のまち」の実現に資するよう、地方への移住を希望する東京圏等に在住する中高年齢者等を対象にして、地方公共団体と地域の事業者とが連携を図りながら、「生涯活躍のまち」に係る情報発信やプロモーション、相談会の実施、お試し居住等の試行を行うような事業。
	[生涯活躍のまち] 移住者の住まいの整備事業	「生涯活躍のまち」を推進し地方移住の受け皿を整えるために、地方公共団体はもとより関連事業者、金融機関、大学、住民等の多様な地域主体の参画を得ながら「生涯活躍のまち」構想の策定を行ったり、空き家・空き施設等を活用した中高年齢者等の住まいの検討や改修・利用を進めるような事業。
	[生涯活躍のまち] 移住者に対する活躍の場(しごと・生涯学習等)の提供事業	「生涯活躍のまち」に住む中高年齢者等の一人ひとりが、その希望に応じた活躍の場を得られるように、地域の事業者や経済団体等と連携した就労・起業等の支援、地元大学・社会教育施設等と連携した教育プログラムの開発・提供等を行うような事業。
	[生涯活躍のまち] 移住者の暮らしの安心確保事業	希望に応じて移り住む中高年齢者等が、安心して「生涯活躍のまち」において暮らすことができるように、地域の医療・福祉機関や事業者、交通事業者等と連携しつつ、介護予防・健康づくりに係るプログラム開発・提供や、買い物やモビリティに係るサービスの企画・試行的実施等を行うような事業。
	[移住促進・地方創生人材の確保育成] 移住相談・地域プロモーション事業	地方居住の本格的な推進に資するよう、複数の地方公共団体との連携等による移住希望者への移住情報・地方生活の魅力情報発信や相談窓口の開設、観光・教育・福祉・農業等の各分野との連携による都市農村交流や「お試し居住」「二地域居住」のプログラム開発・試行、移住者に対する就職・住居支援等を行うような事業。
	[移住促進・地方創生人材の確保育成] 雇用創出事業	地方移住の動機付けとなる魅力あるしごと・雇用づくりに資するよう、広域地域一体もしくは地域の官民が一体となった創業支援や起業家教育、サテライトオフィスの誘致等を行うような事業。また、地方移住に関心を持っていない潜在層をも対象に、地方の中堅・中小企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供するような事業。
	[移住促進・地方創生人材の確保育成] インターンシップ事業	若者の地方定住や地方定着に資するよう、地域内及び地域を超えた産学官等の連携・協力により、既存の大学等連携組織・地域協議会等を活用しながら、特に地域外の学生を対象とした地域企業へのインターンシップ(就労体験)事業を実施するような事業。また、そのための組織・体制づくりや、プログラム等の検討等を行う事業。
[移住促進・地方創生人材の確保育成] 人材育成事業	地域において必要となる専門人材の確保・育成に資するよう、地域における人材ニーズを把握したうえで、教育機関・地元企業・農工商団体・地方公共団体等と連携しつつ人材育成プログラム開発を行ったり、そのプログラムを活用した研修・セミナー等の普及啓発を行うような事業。	
働き方改革		キーワード:【テレワーク】【労働生産性】【ワークライフバランス(WLB)】
事業例	長時間労働抑制・WLB推進事業	地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の特性や課題の分析を行ったうえで、地域働き方改革包括支援センター(ワンストップセンター)の設置や働き方改革アドバイザーの養成・派遣によるアウトリーチ支援等により、仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、若者・非正規雇用対策の推進などの「働き方改革」について、地域特性に応じた取組を進めるような事業。
	女性活躍支援事業、子育て・介護支援事業	地域における女性の活躍促進や仕事と子育てや介護との両立を図るため、例えば女性の復職に係る研修会による企業経営者の意識改革や、男性の育児休業取得に向けた企業への働きかけ、専門アドバイザー等による女性の雇用環境改善に向けたアドバイス等の企画・試行、地域の中堅・中小企業に対する育児休業・介護休業等の取得促進の啓発、両立支援の環境整備を進めるような事業。
	テレワーク推進事業	時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進の実現のために、テレワークを実施できるようなオフィスの整備や、ITスキル習得のための研修、地域の事業者等のITリテラシー向上支援などをあわせて行うような事業。
まちづくり		キーワード:【エリアマネジメント】【コンパクトシティ】【地域運営組織】【地域商社】【小さな拠点】【まちづくり会社・団体】【リノベーション】
事業例	小さな拠点等の生活拠点整備事業	地域住民を主体とした「小さな拠点」における、地域の取組体制の立ち上げ、生活サービス・機能の集約確保に係る戦略の立案、新たな生活サービスやコミュニティビジネス等の拠点・事業(医療福祉・買い物等の生活サービスや、地域・集落活動サポート、他世代の出会い・交流などの複合的なワンストップ拠点・事業)を地方公共団体と地域主体が一体となって実験的に立ち上げるような事業。
	まちなか再生事業	空き家等の利活用によるまちなかの再生を促進するために、まちづくり会社、NPO等が行政、民間事業者等と連携して、リノベーション事業のノウハウの共有、勉強会・ワークショップの開催、エリア内の不動産市場(賃料・地価等)の基礎的調査、空き家見学会、入居希望者と空き家所有者等とのマッチング支援等を実施するような事業。
	地域交通事業	2次交通の確保を含めた域内の公共交通ネットワークの充実を図るため、地方公共団体、鉄道会社、住民団体等が連携し、鉄道運行と地方公共団体のコミュニティバス運行との連携強化や、乗り継ぎ改善等を実施するような事業。また、地方公共団体が行うサイクルステーションの設置と鉄道会社の自転車車内持込みサービスをセットで行うことで、自転車によるまちづくりを進めるような事業。
まちづくり人材・組織育成事業	「まちの賑わい」創出と地域価値の向上に向けて、まちづくり会社、NPO等が地方公共団体と連携して、「まちのへん」となる広場等の管理・運営を行うような民間主導のエリアマネジメントの展開に資するような人材育成(地域活動・起業の担い手人材の育成・確保、ノウハウ獲得に係るセミナー等)や、まちづくり組織体制の構築(エリアマネジメント団体の立ち上げ、団体の事業構想・計画立案等)などを行うような事業。	
インフラ整備		キーワード:【林道】【広域農道】【市町村道】【公共下水道】【集落排水施設】【港湾整備】
事業例	道整備事業	国道、県道等へのアクセス道路として幹線的に利用している市道、林道を整備し、渋滞の緩和、アクセス性の向上等により、周辺地域の活性化を図り、快適なまちづくりを目指すような事業。
	污水処理施設整備事業	污水処理が普及しておらず、未処理の家庭排水が農業用水路や河川等に流入している地域において、農業集落排水施設及び浄化槽等を一体的に整備することで、生活環境の改善等を図る事業。
	港整備事業	港湾、漁港の整備により、海上交通機能の確保や、漁獲物の水揚げ作業等の港内作業の安全化を図ることにより、漁業就労者等の確保、水産業振興による周辺地域の発展を目指すような事業。

まず、全体に占める広域連携計画の割合は、平成30年12月時点の18.7%（1107計画／5918計画）に対して令和元年12月時点では17.7%（1221計画／6901計画）となっており、全計画数に対して2割弱にとどまっている。地方公共団体を巡る課題自体が広域的となり、単独で解決できるレベルを超えていることなどを考慮すると、国としても地方公共団体が広域的な取組を進める意欲をさらに支援する必要がある。

総数1221計画の広域連携計画について、連携形態（連携地方公共団体の階層的關係性）で分類したところ、図表6の通り、垂直連携（都道府県と域内市町村）が989計画（81.0%）を占め、圧倒的に多いパターンであった。次いで、水平連携（市区町村）が210計画（17.2%）であった。市区町村間の水平連携による計画について連携範囲を見ると、同一都道府県内にとどまるものが157計画（74.8%）であり太宗を占めるが、隣県にまで及ぶものが36計画（17.1%）、隣県にとどまらない遠隔の地方公共団体間の連携によるものも17計画（8.1%）存在した。都道府県間の水平連携は9計画（0.7%）と圧倒的に少ない。

図表 6 広域連携計画の連携形態と連携範囲【全体】

連携形態	計画数	連携範囲		
		県内	隣県	遠隔
①水平連携(都道府県)	9	0	7	2
②垂直連携(都道府県と域内市町村)	989	989	0	0
③水平連携(市区町村)	210	157	36	17
④その他	13	0	10	3
計	1221	1146	53	22

次に、広域連携計画全 1221 計画について、事業分野及び連携形態でクロス集計を行った。単純な事業分野別では、道路や港湾、下水処理施設などの「インフラ整備」分野に関する計画が 680 計画（55.7%）と突出して多く、次いで「観光振興」分野が 209 計画（17.1%）、移住定住や生涯活躍のまちの取組を含む「地方へのひとの流れ」分野が 125 計画（10.2%）、ローカルイノベーションが 94 計画（7.7%）であった。まちづくり分野の計画の数は、広域連携計画以外も含む全ての地域再生計画の中の割合で見ると低くないことから、特に単独申請による地域再生計画が多いということがわかる。

事業分野と連携形態の関係を見ると、事業分野ごとに連携形態の傾向が異なることが伺える。まず、インフラ整備については、わずか2計画を除きほぼ全ての広域連携計画が垂直連

携によるものである。これは、インフラ整備が具体的施設に関する計画であり、即地的な要素が強い分野であるとともに、インフラの種類によって管理主体が異なり、都道府県が管理主体となる施設（広域農道や港湾等）と市町村が管理主体となる施設（市町村道や漁港等）を一体的に整備する計画が多いためであると考えられる。

その他の分野についても、概ね垂直連携が水平連携（市区町村）よりも多いが、観光振興の分野のみ垂直連携よりも水平連携（市区町村）が多いことが特徴的である。

図表 7 広域連携計画の事業分野と連携形態【全体】

事業分野	計画数	連携形態			
		①水平連携(都道府県)	②垂直連携(都道府県と域内市町村)	③水平連携(市区町村)	④その他
ローカルイノベーション	94	5	60	23	6
農林水産	68	3	44	21	0
観光振興	209	1	83	119	6
地方へのひとの流れ	125	0	93	31	1
働き方改革	17	0	10	7	0
まちづくり	28	0	21	7	0
インフラ整備	680	0	678	2	0
計	1221	9	989	210	13

本年度調査では、約 15 の広域連携計画の実例について、連携のきっかけや連携の効果に関するヒアリング調査を行った。そのヒアリング調査の結果から、最も数の多い垂直連携の意義・効果については、例えば以下のようなものがあることがわかった。

- ①都道府県が複数の域内市区町村の連絡調整やつなぎ役として機能
- ②都道府県と市区町村が役割分担の下それぞれの強みを発揮
- ③専門的能力や財政負担等の観点から市区町村で困難なことについて都道府県が支援

上記①の事例として、佐賀県及び佐賀市の垂直連携による「佐賀藻類産業推進プロジェクト～広域連携バリューチェーン構築推進事業」が挙げられる（P.16 広域連携事例1）。この計画自体は、佐賀県と佐賀市のみによるものであるが、その取組内容は、佐賀県、唐津市及び玄海町によるコスメティック構想と佐賀市によるバイオマス産業都市構想を連携・シナジーさせるものであり、佐賀県が域内市区町村間のつなぎ役として機能していると言える。

上記②の事例として、香川県及び高松市の垂直連携による「高松盆栽の郷」構想を中心とした盆栽と花き文化の振興計画」がある（P.17 広域連携事例2）。この取組は、盆栽の輸出拡大や地域ブランディングのため、香川県は病虫害防除対策などの輸出の拡大、高松市は

情報発信などの国内需要の拡大といった適切な役割分担の下、取組を進めている事例である。

上記③の事例として、大分県及び姫島村による「IT アイランド推進計画」がある（P.17 広域連携事例3）。この取組は、大分県の離島である姫島村の IT アイランドとしてのブランド化と村への IT 関連企業の進出を促すため、大分県が専門知識やノウハウの観点から姫島村の支援を行っているものである。

広域連携事例 1

広域連携（県内連携）による地域再生計画の取組事例

佐賀県及び佐賀市 「佐賀藻類産業推進プロジェクト～広域連携バリューチェーン構築推進事業～」

◆事業内容

- 佐賀市は、「バイオマス産業都市構想」を打ち出し、その一環として、産官学金の連携によって藻類マテリアルを利活用し、新産業を創出するため、企業への情報提供や販路開拓、企業間のマッチングなどの支援を行う「さが藻類バイオマス協議会」を設立。また、研究開発の拠点となる研究開発センターの機能を強化させ、佐賀大学と筑波大学との共同研究による培養から抽出に関する一連の技術開発を進め、協議会会員企業に対する包括的な技術支援を行う。
- 佐賀県は、佐賀市の「バイオマス産業都市構想」に加えて、唐津市及び玄海町が推進している「コスメティック構想」の共通課題である、原料生産（藻類、農産物等）から付加価値の高い原料化（加工）までを一貫して県内で実施できる体制の構築を図る。

◆連携に至った経緯

- 佐賀市は、平成26年11月に「バイオマス産業都市」として国の認定を受け、低炭素社会の実現と新たな産業の創出の両立を目指しており、その一環として、大学や民間企業と連携した藻類産業の研究に取り組んでいる。
- 一方、佐賀県は、唐津市及び玄海町とともに、美容・健康関連産業の集積を目指す「コスメティック構想」に取り組んでいる。
- 佐賀市の事業においても、藻類から獲得できる有効成分を美容商品へ活用しているなど、双方の事業内容の親和性は高く、連携による相乗効果が見込まれることから、平成29年8月に佐賀県、佐賀市、唐津市、玄海町の四者で「美と健康に関する自治体間連携協定」を締結した。



平成29年8月23日 連携協定締結



◆連携のメリット

- 佐賀市における藻類産業と、佐賀県、唐津市及び玄海町における美容・健康関連産業の相乗効果を発現させるため、佐賀県が双方の取組を推進する市町村間のつなぎ役となり、販路開拓、企業マッチング等に関する情報共有、共同でのプロモーション等を行うことで、双方の取組の発展につなげる。
- 産官学等との連携により有用成分抽出施設を整備し、関連技術を確立・事業化することで、藻類産業だけでなく、共通の課題をもつ美容・健康関連産業の振興につなげる。

ローカルイノベーション×垂直連携×県内

広域連携事例 2

広域連携（県内連携）による地域再生計画の取組事例

香川県及び高松市：「高松盆栽の郷」構想を中心とした盆栽と花き文化の振興計画

【地方創生推進交付金】

◆事業内容

- 盆栽生産者と香川県、高松市が連携し、盆栽生産者という“ヒト”、盆栽という“モノ”、盆栽の持つ魅力やストーリーという“コト”の3つの地域資源を有機的に結び付け、輸出促進を含めた国内外における需要喚起や情報発信、郷づくりを行う「高松盆栽の郷」構想に基づく地域ブランドの確立により、他地域にはない個性的で魅力ある地域づくりを推進する。

◆連携に至った経緯

- 高松市は全国有数の盆栽産地だが、近年は国内需要が低迷し、生産者の高齢化や後継者不足が進んでいる。また、海外での盆栽人気が高まるなか、相手国の植物検疫の条件から輸出先が台湾を始めとする東南アジアに限定され、輸出量は近年横ばいとなっている。
- EUなどの厳しい条件が設けられている地域には輸出が制限されていることから、県の持つ病害虫防除に関する専門技術を活用してその厳しい条件をクリアできるよう取り組むことになった。
- 市は「高松盆栽の郷」構想に基づき、適切な役割分担のもと、県と連携して取り組むこととした。



◆連携のメリット

- 県はEU向け病害虫防除対策などの輸出の拡大を担い、市は情報発信などの国内需要の拡大を担うといった、適切な役割分担ができる。
- 県と市で事業の重複がないため、効率的に事業を推進できる。

農林水産×垂直連携×県内

広域連携事例 3

広域連携（県内連携）による地域再生計画の取組事例

大分県及び大分県東国東郡姫島村 「ITアイランド推進計画」

◆事業内容

- 製造業等の進出が厳しい離島である姫島村において、遠隔でも業務のできるIT関連企業の進出を促し、新しい雇用の場を創出するため、島内ネットワーク環境の充実化やコワーキングスペースの整備を行う。
- また、島内でのIT関連イベント開催や首都圏等に向けた情報発信を行うとともに、地域経済牽引事業者による先進的なプロジェクト創出、ITによる教育・人材育成に取り組むことで、「ITアイランド」としてのブランディングを図る。

◆連携に至った経緯

- 離島である大分県姫島村では、進学就職など、若い世代を中心に人口流出が進み、新たな雇用の創出が喫緊の課題となっていた。
- 一方、大分県では、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」を掲げ、AI・IoT等の先端技術による地域課題解決や産業創出、県外からのIT企業・人材を呼び込みを図る取組を進めていた。
- そのような中、平成29年度、新たにIT企業2社が島内に進出。村と県では、村内の通信環境の整備や情報発信等の取組を一体で進めていくことで、地理的条件の制約が少ないIT関連企業や人材を呼び込み、「姫島ITアイランド構想」の実現に向けた取組に着手することとなった。



姫島の全景



空きスペースを活用した
コワーキングスペース

◆連携のメリット

- 姫島村としては、島を「ITアイランド」としてブランディングしていくためには、情報通信技術に関する専門知識や、企業との幅広いつながりや情報発信のノウハウなどが必要であるが、大分県の各部署と連携して事業を進めていくことで、円滑に事業を進めることができる。
- 大分県としては、姫島村の雇用創出、課題解決や人材育成を図ると同時に、当該事業を「OITA4.0」を象徴するモデルとして打ち出すことで、大分県におけるIT企業や人材の呼び込みに寄与することが期待できる。

ローカルイノベーション×垂直連携×県内

次に、広域連携計画全 1221 計画について、事業分野及び連携範囲でクロス集計を行った（図表 8）。インフラ整備については、垂直連携がほとんどであり、全ての計画が同一都道府県内の連携であった。まちづくりについても、即地的な性格が強い分野であるため、2 計画を除き県内の連携となっている。

他方で、ローカルイノベーション、農林水産、観光振興、地方へのひとの流れの分野については、同一都道府県内にとどまらない連携が相対的に多い。割合としては、地理的に近い隣県の地方公共団体の連携による計画が多いが、それにとどまらない遠隔の連携事例も見られる。分野間で比較すると、相対的には、観光振興は同じ観光圏に属する隣県までの連携が多く見られる。一方で、地方へのひとの流れの分野では、隣県での連携は見られないのに対し、遠隔の連携が複数計画存在することが特徴的である。

図表 8 広域連携計画の事業分野と連携範囲【全体】

事業分野	計画数	連携範囲		
		県内	隣県	遠隔
ローカルイノベーション	94	75	15	4
農林水産	68	60	4	4
観光振興	209	170	34	5
地方へのひとの流れ	125	119	0	6
働き方改革	17	16	0	1
まちづくり	28	26	0	2
インフラ整備	680	680	0	0
計	1221	1146	53	22

ここで、県域をまたぐ遠隔での広域連携計画について、事例のヒアリング調査に基づく分析を行った。遠隔の連携については、総数は少ないものの、

- ・先進事例のノウハウを各地で共有している事業
- ・地理的条件に左右されない情報技術を活用した事業
- ・同一の文学作品等の舞台同士で連携した観光振興事業
- ・首都圏の地方公共団体と首都圏以外の地方公共団体の連携による移住定住促進やツーリズム事業
- ・首都圏以外の遠隔の地方公共団体同士の連携による移住定住促進や起業支援事業

など、同一都道府県内の連携では見られない遠隔地ならではの特徴をもつ事業内容の計画が多く見られた。

(特徴的な事例)

- ①「自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業計画」
北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、釜石市、石巻市、気仙沼市、七尾市、雲南市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町、熊本県阿蘇郡南小国町並びに日南市
【ローカルイノベーション×水平連携（市区町村）×遠隔】
- ②「広域ネットワークによる商品ブランド化プロジェクト」静岡県藤枝市及び北海道恵庭市
【農林水産×水平連携（市区町村）×遠隔】
- ③「苗場山麓ジオパーク観光交流計画」新潟県津南町及び長野県栄村
【観光振興×水平連携（市区町村）×隣県】
- ④「浜田 de しごと応援計画」北海道幌加内町、群馬県上野村、兵庫県神戸市、島根県浜田市
【地方へのひとの流れ×水平連携（市区町村）×遠隔】
- ⑤「二市連携 ICT活用子育て支援事業」岐阜県美濃加茂市及び鳥取県米子市
【働き方改革×水平連携（市区町村）×遠隔】

遠隔の連携は、大部分が水平連携（市区町村）であるが、ヒアリング調査の結果を踏まえると、水平連携の効果は主に共有、マッチング、学習の3つに整理⁷され、取組内容（事業分野等）とこれらの効果の内容に応じ、連携地方公共団体間の距離が近隣である必要性が高い取組、距離が問題とならず遠隔でも可能である取組、むしろ遠隔の方が有効である可能性が高い取組の3種類に分かれると考えられる。

「共有」とは、何らかの資源（金銭的資源、人的資源、情報資源、地域資源等）を地方公共団体間でシェアすることである。何かを共有する場合、取組内容（事業分野等）や何を共有するかによって、地理的に近隣関係である必要があるケースと地理的に遠隔でもかまわないケースとに分かれる。例えば、上記の③の事例（P.22 広域連携事例6）では、苗場山という共通の観光資源を持つ津南町と栄村が協力することで1地方公共団体当たりの財政負担を軽減しており、地域資源や金銭的資源のシェアをしていると言える。また、苗場山という土地に固着した観光資源の活用をテーマとしているため、地理的には当然に近隣である必要性がある。観光振興分野の取組は、何らかの実在の観光資源を共有して活用している取組が多いことから隣県までの連携が多くなるが、共通の文学作品の舞台であるなど無形の観光資源を共有して連携しているケースなどでは、遠隔の地方公共団体が連携することがある。

また、共有物の特性により、地方公共団体間の距離が問題とならないケースもある。上記⑤の事例（P.23 広域連携事例8）は、岐阜県美濃加茂市と鳥取県米子市が連携し、保育現場でのICT活用の推進により、子育て支援・女性の就労支援のまちづくりを目指す取組である。このケースでは両地方公共団体でデータを共有しているが、データの共有に当たっては地理的条件が問題とならないことから、積極的に遠隔である必要もないかもしれないが、遠隔であっても問題のないケースと言える。事業分野に関わらず、データの共有を主な連携目的とする広域連携計画では遠隔の連携が可能であると考えられる。例えば、図表8における

⁷ Duranton and Puga (2004) Micro-foundations of Urban Agglomeration Economies では、いわゆる「集積の経済」について共有、マッチング、学習の観点から分析しており、それを参考にした。

まちづくり分野の遠隔連携の2計画も、地方公共団体間でのデータの共有を行う取組である。

複数の地方公共団体がそれぞれ強みを持っているモノ・技術等を互いに共有することで、互いを補完している取組も見られる。上記②（P.21 広域連携事例5）の取組では、北海道恵庭市の特産品と静岡県藤枝市の民間事業者が持つ技術を活用し、それぞれ単独では成し得なかった新商品の開発を可能としている。

次に、「マッチング」効果を上げる取組としては、複数の地方公共団体が連携することで、マッチングを行うための何らかのプールを形成する取組が見られる。例えば首都圏の地方公共団体と首都圏以外の地方公共団体とでヒトやモノのマッチングを行う取組などが挙げられる。マッチングを効率的・効果的に機能させるためには、マッチングの対象となるヒト・モノ等のプールの多様性が重要となる。この場合、距離的に近い地方公共団体よりも、むしろ遠隔地の地方公共団体が連携することで多様なプールを作ることができる可能性がある。例えば、上記①の事例（P.21 広域連携事例4）では、起業家の発掘と育成の取組を行うNPO法人が、ローカルベンチャーを支援する全国11の地方公共団体に紹介する取組を行っている。いわば起業家型人材と地域のマッチング事業であり、この場合、マッチング対象となる地方公共団体の数が多くかつ特徴が多様であるほど、起業家がニーズに合った地方公共団体を選択することができ、質の高いマッチングが成立しやすい。近隣の地方公共団体だけではなく、遠隔の多様な地方公共団体が連携した方が効果的な事例と考えられる。

上記④の事例（P.22 広域連携事例7）はこのような取組の移住版と言える。島根県浜田市が、都会地のひとり親世帯を呼び込み支援を行う他の地方公共団体と連携し、共同でプロモーション等を行う取組である。移住候補先の地方公共団体が複数あることで、移住者から見て移住先の選択肢が増えるというメリットがある。この場合もマッチングの質という観点で、遠隔の地方公共団体が連携することが効果的と考えられる。なお、これらの取組では、互いにノウハウの相互参照等も行っていることから、「マッチング」の効果に加えて、「学習」の効果も発揮していると言える。

最後に、「学習」とは、複数の地方公共団体が連携することによって、互いの知識やノウハウを学習することができる効果である。知識・ノウハウの共有という意味では共有とも言えるかもしれないが、知識・ノウハウの「移転」に重点があるケースがあることから、ここでは「共有」とは分けて整理した。具体の事例としては、例えば、あるテーマについて取組を行おうとする地方公共団体が、そのテーマについて先進的な取組を行っている地方公共団体と連携することで、当該地方公共団体からノウハウを学習するケースがある。この「学習」の場合も、必ずしも近隣である必要はなく、遠隔の地方公共団体が連携するケースが見られる。

広域連携事例 4

広域連携（遠隔連携）による地域再生計画の取組事例

北海道上川郡下川町及び虻田郡厚真町、釜石市、石巻市、気仙沼市、七尾市、豊南市、岡山県英田郡西栗倉村、徳島県勝浦郡上勝町、熊本県阿蘇郡南小国町並びに日南市
「自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業計画」

◆事業内容

- 人口減少・高齢化が進む地方課題の領域に、新たなビジネス機会を見出そうとする都市部の民間企業を積極的に巻き込みながら、ローカルベンチャーを発掘・支援しようとする地域が広く連携し、ローカルベンチャー創出の仕組みづくりに取組む。
- 起業家型人材を育成する「人材育成事業」、育成された人材を自治体またはローカルベンチャーにおいて活用促進する「マッチング支援事業」、人材育成事業履修生を対象に研修を行う「事業成長支援事業」の3事業を自治体共通プログラムとして開発・実施するほか、各自治体において地域独自の課題を補うためのオリジナルプログラムの開発・実施を行う。

◆連携に至った経緯

- 単独自治体では難しい、新たなローカルベンチャーの担い手を育成することを目的に、従前からローカルベンチャーによる地域の産業構造改革に取り組んできた岡山県西栗倉村と、人材育成の知見を豊富に有するNPO法人ETIC.が呼びかけ役となり、全国の志を同じくする7自治体と共に、2016年度に「ローカルベンチャー推進協議会」を設立した。設立後も、2018年度までに新たに3自治体が協議会に参画している。



志を同じくする自治体や企業の参加を呼びかける「ローカルベンチャー宣言」

◆連携のメリット

- 単独自治体では困難な、首都圏における起業志望者母集団の形成が可能。
- 各自治体において蓄積したローカルベンチャーに関する知見や、人材の共有が可能。
- 協議会が主催する「ローカルベンチャーサミット」などにおいて、自治体と首都圏企業や起業家との大規模なマッチングが可能。

ローカルイノベーション × 水平連携(市区町村) × 遠隔

広域連携事例 5

広域連携（遠隔連携）による地域再生計画の取組事例

静岡県藤枝市及び北海道恵庭市
「広域ネットワークによる商品ブランド化プロジェクト」

◆事業内容

- 北海道恵庭市の特産品を、静岡県藤枝市の民間企業の食品加工技術を用いて加工し、新たな価値を有する商品開発を行うなど、気候・風土が全く異なる自治体間における広域農商工連携による共同ブランド化を進める。
- また、ブランド商品を販売する通販サイトを共同で運営するほか、両市のアンテナショップ及び首都圏のアンテナショップを対象とした共同によるプロモーションを実施することで販路拡大に繋げる。
- こうした一連の流れに基づく事業を展開し、地域産業の育成と新産業の創出に伴う地域雇用の創出等によって、地域経済の活性化を目指す。

◆連携に至った経緯

- 藤枝市は6次産業化に取り組むため、平成23年に「藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク」を設立した。同様に6次産業化に取り組もうとしていた恵庭市が、藤枝市の取組みを視察するために訪問し、そこで両市の共通の課題である6次産業化の推進について意見交換を行ったことをきっかけに、広域連携事業へとつながった。
- 恵庭市の藤枝市視察を契機に、両市は「災害時相互応援協定」を締結し、その後、「友好都市提携協定」を締結するまでに至った。

◆連携のメリット

- 恵庭市の特産品を、藤枝市の民間企業が持つ高い食品加工技術(乾燥技術)を用いて加工するなど、自治体単独では開発できない新商品の開発が可能となる。
- 両市間の交流により、それぞれの市民がお互いの地域を訪問する機会も増え、両市の観光振興にもつながっている。



藤枝市・恵庭市共同開発商品

農林水産 × 水平連携(市区町村) × 遠隔

広域連携事例 6

広域連携（隣県連携）による地域再生計画の取組事例

新潟県津南町及び長野県栄村：「苗場山麓ジオパーク観光交流計画」

◆事業内容

- 新潟県津南町と長野県栄村とが共同で認定された「苗場山麓ジオパーク」を中心に、地域の人々が郷土に愛着と誇りを持った活動に重点を置き、雪国文化、地域資源を生かした特産品開発を進め、特色ある観光事業を展開し、新たな人の流れを形成し地域振興を図る。
- 主な事業として、ジオパークサイト整備（看板設置、展望台設置、トレッキングコース整備等）、ガイド養成、地域資源調査（古型マンモス調査、湧水調査、地質調査等）、特産品開発、PR事業等を実施する。

◆連携に至った経緯

- 新潟県津南町と長野県栄村は、火焰型土器が出土するなど縄文時代からの歴史的な背景を持ち、雪国文化をはじめとする「秋山郷」と呼ばれる2つの自治体にまたがった範囲の観光地を有していたことなどから、県境の自治体として、経済的、文化的つながりがあり、連携する素地があった。
- また、高速交通体系の恩恵の不備や高齢化などの共通の課題も持ち、自治体単独では地域ブランド力を向上することは難しかったことから、連携によって人材不足や認知度不足の課題を解決し、持続可能な観光地域づくりを目指すこととなった。



苗場山麓ジオパーク「谷の展望台」

◆連携のメリット

- 2自治体が予算を按分することで財源を確保し、単独ではできない事業を展開。
- 多様な人材の確保や交流、情報交換、新たな地域資源の発見、認識に広がっている。特に認定ガイド養成の効果は顕著で、2自治体の住民が集まり、情報交換を行いながら交流が生まれている。

観光振興×水平連携(市区町村)×隣県

広域連携事例 7

広域連携（遠隔連携）による地域再生計画の取組事例

島根県浜田市

「浜田deしごと応援計画」(地域再生計画の区域:北海道幌加内町、群馬県上野村、兵庫県神河町、島根県浜田市)

◆事業内容

- 浜田市に移住し、介護サービス事業、建設業又はタクシー事業に従事するシングルペアレントに対し、養育費や住宅費の助成などの包括的な支援のほか、様々な職種を対象としたインターンシップ事業等を実施することで、人材の確保を図り、人口減少及び少子化に歯止めをかける。
- また、ひとり親支援をキープポイントに、志を同じくする自治体と広域的な連携をし、合同で移住相談等を実施することで、都会地等からの人材確保を目指す。

◆連携に至った経緯

- 浜田市は平成27年度からひとり親移住支援施策「シングルペアレント介護人材育成事業」を実施していた。
- 都会地からの移住を更に促進すべく、浜田市と同じくひとり親支援に取り組む自治体と連携し、「ひとり親地方移住支援ネットワーク会議」を立ち上げ、事業を実施していくこととなった。



連携自治体合同による移住相談会



ひとり親地方移住支援ネットワーク会議

◆連携のメリット

- 複数自治体で連携することで情報発信力が高まり、都会地での移住相談会や、Web広告掲載の効果が高まる。
- 各自治体で働き方や各種支援に違いがあるため、移住希望者にとっての選択肢が拡充される。
- 連携自治体間で移住施策の実績等を共有することで、各自治体の優良な取組みを相互に参考とすることができる。

地方へのひとの流れ×水平連携(市区町村)×遠隔

広域連携事例 8

広域連携（遠隔連携）による地域再生計画の取組事例

岐阜県美濃加茂市及び鳥取県米子市 「二市連携 ICT 活用于育て支援事業」

◆事業内容

- 保育士の園児に対する様々な「気づき」をデータベース化し、「見える化」する、ICTを活用した「状態把握プログラム」を美濃加茂市及び米子市の保育現場に導入・実証実験することで、保育サービスの質の向上や保育士のスキルアップ、新人保育士の教育支援に繋げ、保育現場の魅力向上及び働き方改革を推進し、ハード面における保育環境の充実化と併せて、女性の就労を促進するまちづくりを目指す。
- 更に、蓄積したデータを分析し、有効活用することで、発達支援が必要となる児童の早期発見・早期療育につなげ、様々な子育てステージへの活用を図り、包括的なワンストップ型支援の構築を目指す。

◆連携に至った経緯

- 美濃加茂市及び米子市では、保育現場における保育士の業務量の増加や、多様な保護者ニーズへの対応などにより、保育士の慢性的な人材不足が続いている。
- そのような中、米子市では、介護現場において、ICTを活用した状態把握プログラムの導入を先進的に行っていた実績があったことから、当該プログラムの保育現場への応用を実現するため、美濃加茂市及び研究機関等と共同でプログラム開発・実証実験を行うこととなった。



タブレットを活用した登園状況管理
及び保育士の園児に対する「気づき」のデータベース化

◆連携のメリット

- 環境の異なる複数自治体でプログラムの実証実験をすることにより、多様なデータの蓄積が可能となる。
- 蓄積したデータを両市において相互に利活用することが可能となる。

働き方改革 × 水平連携(市区町村) × 遠隔

<政策への反映の方向性>

地方公共団体の創意工夫により、これまで多様な広域連携の取組が進んできており、また、事業分野や連携する地方公共団体の関係性に応じて、様々な形の効果・メリットが期待できることが明らかとなった。このため、広域連携で地域再生に取り組むことは、地方公共団体にとって非常に有効な手段の1つと言える。例えば、予算・人材・専門知識等の不足に悩む地方公共団体にとっては、同じテーマに取り組もうとする他の地方公共団体と連携することにより、お互いの持つリソースの共有が可能となる。また、連携先の地方公共団体を探すに当たっては、例えば起業家や移住者を都市部から呼び込もうとする場合など、取組内容や期待する効果によって、近隣の地方公共団体に限らず遠隔の地方公共団体同士が連携することが効果的であるケースがある。また、複数市町村間のつなぎ役や特に小規模地方公共団体の支援役としての都道府県の役割が重要なケースもある。

広域連携の取組を後押しするためには、既存の広域連携の取組を事例集として公表していくことが効果的と考えられる。事例集の公表に当たっては、単なる事例紹介にとどまらず、本評価書で言及したような事業分野や連携形態に応じた連携の効果に関する考え方、地方公共団体間のつながりのきっかけを公開することが、それぞれの地方公共団体が地域の実情や取組内容に応じてどのような連携が望ましいのかを検討する上で役立つものと考えられる。

また、今回の調査では浮き彫りにされなかったが、広域的に連携したくてもできない、もしくは、していない事例もあると想像され、これらの原因を取り除くことも国の重要な役割である。広域連携の障害について、本調査とは別に地方公共団体関係者から聴取したところ、「団体間の温度差や意思決定速度の差」、「首長交替などによる政策変更リスク」をあげる声があった。広域連携は、他の地域再生計画と異なり、複数の団体が主体となることから、必然的に温度差やリスクが発生する。特に政策変更リスクは、他の団体の連携を前提に行動する団体にとっては、前提が崩れることで費用対効果が悪化する大きなリスクである。そうしたことがないよう、通常、地方公共団体のハードやソフト事業においては、地方自治法上の一部事務組合、広域連合、事務委託、連携協約などが活用されている。地域再生計画においても、リスクを小さくするために、これらの手法を活用することは有用と考えられる。今回の調査においては、広域連携事例において、①地方自治法上の連携手法のどれを用いているか、②用いていない場合政策変更リスクをどう考えているかなどの点を調査するとともに、地域再生計画固有の連携手法が必要かを検討する必要がある。

(3) 地域再生推進法人の活用促進による官民協働の取組の推進について

<調査分析の視点>

地方公共団体が地域再生に取り組むに当たっては、企業、NPO、大学等の多様な民間主体と連携・協働し、これらの民間主体が有するノウハウ等を活かして事業を実施していくことが効果的である。令和元年12月20日に閣議決定された第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、横断的な目標の一つとして「多様な人材の活躍を推進する」が位置付けられ、地方創生が真に継続・発展していくためには、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが重要であるとされたところである。また、この目標の達成に向けた具体的な取組として、地方公共団体と民間組織との連携・協働を推進するため、民の力を活かした地方創生の意義、先行事例、支援措置等について整理した、「民の力を活かした地方創生推進の手引」（以下「手引」という。）を内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進事務局においてとりまとめ、令和元年12月末に公表したところである。

地域再生法に基づく地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）制度は、このような民間との協働による地方創生の取組を推進するに当たり活用可能な制度の一つである。同制度は、行政よりも地域住民に近い立場から、プレーヤー役として又はコーディネーター役として、地域再生に取り組むNPO、一般社団法人、一般財団法人又は会社等について、地方公共団体が推進法人として指定することにより、地域再生事業の担い手としての公的位置付けを付与できる制度である。なお、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標「多様な人材の活躍を推進する」に関するKPIとして、推進法人を含む「地域再生法等に基づき指定されているNPO法人等の数⁸」を2019年度時点の110団体から2024年度に150団体にする目標が掲げられている。

昨年度の評価書では、推進法人制度の地方公共団体への周知普及と活用促進の観点から、優良事例集（3法人）を作成しており、内閣府ウェブサイトにおいて公表している。今年度の調査では、さらに推進法人の事例数を蓄積し順次公表するとともに、推進法人の法人格や事業分野の観点から分析を行った。推進法人制度の活用を促すという観点から、推進法人の指定による効果についてヒアリング調査を行い、事例集に反映させることとする。また、昨年度の検討会において、推進法人への随意契約や行政財産（または公共施設等）の管理による業務・収入機会のという観点からの意見が出たことを踏まえ、今年度の調査では、特に、推進法人への随意契約による事務の委託や、推進法人への未利用公有財産（施設等）の貸付の事例等に目し、調査を行った。

<調査分析の結果>

認定地方公共団体に対して推進法人の指定状況をアンケート調査したところ、令和元年11月末時点でのべ38法人⁹が指定されていることがわかった。前回調査時（平成30年3月時点）には20法人であったことから、絶対数としてはまだ多くないものの指定数は増加傾向である

⁸ 地域再生推進法人、都市再生推進法人及び中心市街地整備推進機構

⁹ 複数地方公共団体から指定を受けている推進法人が存在しており、その重複を排除すると31法人

と評価できる。また、北海道から九州までの全ブロックで指定を確認できた。

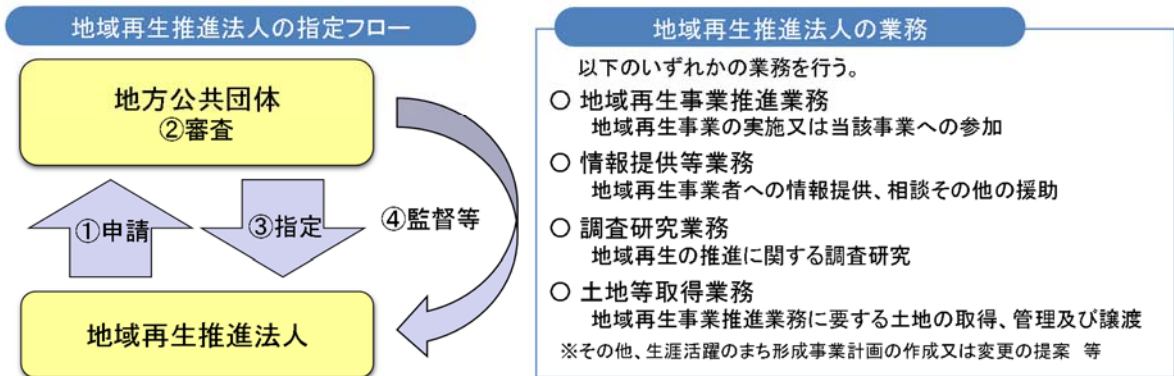
図表 9 地域再生推進法人の概要

地域再生推進法人の概要

- 地域再生を推進するにあたっては、地方公共団体のみならず、より地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- このため、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO法人等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定することができる制度を創設。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 地域再生事業の担い手として、公的位置付けが付与される。
- 地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することができる。
- 農林水産省が所管する農山漁村振興交付金の一部の事業においては、地域再生推進法人が事業実施主体として、直接の交付対象となることができる。



図表 10 全国における地域再生推進法人の分布



図表 11 地域再生推進法人一覧（令和元年11月末時点）

地域再生推進法人の一覧 [1 / 4] （指定数 38 全 31 法人）

地方公共団体	法人名	事業分類	地域再生推進法人の事業概要
北海道函館市	社会福祉法人 函館みらい会	・生涯活躍のまちの推進	・福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）
北海道江別市	社会福祉法人 日本介護事業団	・生涯活躍のまちの推進	・江別市生涯活躍のまち整備事業
北海道石狩市	一般社団法人 北海道古民家再生協会	・古民家再生、空き家活用	・古民家活用地域活性化（農泊）事業
北海道東川町	株式会社 東川振興公社	・生涯活躍のまちの推進 ・地域商社 ・観光振興	・多文化・多世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”事業
青森県弘前市	社会福祉法人 愛成会	・生涯活躍のまちの推進	・サービス付き高齢者向け住宅の提供 ・地域住民や移住者同士の交流機会の提供 ・福祉サービスや就労機会の提供
青森県弘前市	社会福祉法人 弘前豊徳会	・生涯活躍のまちの推進	・サービス付き高齢者向け住宅の提供 ・地域住民や移住者同士の交流機会の提供 ・福祉サービスや就労機会の提供
岩手県遠野市	一般社団法人 遠野ふるさと公社	・地域商社	・地域の農林水産物や加工品に係る海外への新たな販路開拓 ・商品開発、改良など地元事業者への指導
岩手県雫石町	株式会社 コミュニティライフしずくいし	・生涯活躍のまちの推進	・まちづくりに関する業務 ・移住・定住に関する業務 ・医療・福祉に関する業務
宮城県七ヶ宿町	株式会社 七ヶ宿くらし研究所	・移住支援 ・古民家再生、空き家活用 ・観光振興	・移住相談 ・空き家対策 ・観光の推進
宮城県七ヶ宿町	七ヶ宿まちづくり 株式会社	・地域商社 ・観光振興 ・施設運営等	・ミニスーパー、ガソリンスタンド、飲食店等生活利便性を図るための施設運営

※内閣府調査に基づく令和元年11月末時点の指定状況

地域再生推進法人の一覧 [2 / 4] （指定数 38 全 31 法人）

地方公共団体	法人名	事業分類	地域再生推進法人の事業概要
茨城県古河市	一般社団法人 茨城県古民家再生協会	・古民家再生、空き家活用	・古民家等の修復再生、維持管理事業
茨城県阿見町	一般社団法人 東京霞ヶ浦プラチナプロジェクト	・生涯活躍のまちの推進	・あみプラチナタウン～人と自然が織りなす首都圏近接型の生涯活躍のまち～事業
栃木県益子町	株式会社 ましこカンパニー	・地域商社 ・観光振興 ・移住支援	・地域振興拠点施設「道の駅ましこ」の管理運営 ・地域産品を活用した商品開発事業 ・観光案内及び移住定住案内窓口の運営
群馬県沼田市	一般社団法人 利根沼田テクノアカデミー	・公的不動産の利活用	・市内の廃校となった公共施設を利活用 ・職業訓練、雇用の創出及び地域の活性化に貢献する事業
千葉県匝瑳市	社会福祉法人 九十九里ホーム	・生涯活躍のまちの推進	・サービス付き高齢者向け住宅、地域交流拠点施設、広域型特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の整備、運営 ・移住希望者のお試し居住やサービス付き高齢者向け住宅の入居者の募集、コーディネートターの配置
東京都	株式会社 日本政策投資銀行	・地域再生支援利子補給金	・物流システム高度化施設の整備や物流効率化機械設備等の導入、港湾施設の機能高度化に資する施設整備を行う事業者に対する資金の貸付け
神奈川県横浜市	株式会社 日本政策投資銀行	・地域再生支援利子補給金	・物流システム高度化施設の整備や物流効率化機械設備等の導入、港湾施設の機能高度化に資する施設整備を行う事業者に対する資金の貸付け
神奈川県川崎市	株式会社 日本政策投資銀行	・地域再生支援利子補給金	・物流システム高度化施設の整備や物流効率化機械設備等の導入、港湾施設の機能高度化に資する施設整備を行う事業者に対する資金の貸付け
新潟県南魚沼市	一般社団法人 南魚沼市まちづくり推進機構	・起業支援 ・移住支援 ・生涯活躍のまちの推進	・移住者等の就業、起業・創業支援 ・地域の雇用創出の提言と支援 ・地域産業活性化のための事業 ・CCRC構想に関する情報発信及び移住者確保関連事業
富山県	公益財団法人 富山県新世紀産業機構	・地域再生支援利子補給金	・県内企業の独自技術の開発、新商品開発、新分野進出等支援 ・企業立地環境の整備と企業誘致

※内閣府調査に基づく令和元年11月末時点の指定状況

地域再生推進法人の一覧 [3 / 4] (指定数 3 8 全 3 1 法人)

地方公共団体	法人名	事業分類	地域再生推進法人の事業概要
富山県	一般財団法人 北陸産業活性化センター	・産業振興	・北陸地域における産業の高度化及び新産業の創出等に関する調査、研究、支援等 ・北陸地域の産業の活性化
石川県	一般財団法人 北陸産業活性化センター	・地域再生支援利子補給金 ・産業振興	・北陸地域における産業の高度化及び新産業の創出等に関する調査、研究、支援等 ・北陸地域の産業の活性化
福井県	一般財団法人 北陸産業活性化センター	・産業振興	・北陸地域における産業の高度化及び新産業の創出等に関する調査、研究、支援等 ・北陸地域の産業の活性化
長野県駒ヶ根市	公益社団法人 青年海外協力協会	・生涯活躍のまちの推進	・地域交流拠点の整備、多様な雇用機会の創出 ・関係人口増に向けたワーケーションの推進 ・駒ヶ根らしい魅力あるまちなかの構築
静岡県	一般社団法人 静岡県古民家再生協会	・古民家再生、空き家活用	・古民家再生事業・各種行政関連事業への参加協力
愛知県西尾市	株式会社 エリアプラン西尾	・PFI事業	・新たな官民連携手法(西尾市方式)による 公共施設再配置第1次プロジェクト(PFI事業)の推進
滋賀県長浜市	一般社団法人 古民家再生協会滋賀	・古民家再生、空き家活用 ・観光振興	・古民家再生事業 ・古民家を活用した観光客の増加や移住定住の促進
滋賀県米原市	一般社団法人 古民家再生協会滋賀	・古民家再生、空き家活用	・古民家再生事業 ・古民家を活用した観光客の増加や移住定住の促進
兵庫県丹波篠山市	一般社団法人 ノオト	・古民家再生、空き家活用	・地域の空き家活用事業
奈良県橿原市	公立大学法人 奈良県立医科大学	・古民家再生、空き家活用 ・雇用創出	・まちなかライフサポート拠点(病院サテライト)の整備 ・医農工業連携をめざしたまちなかラボ(大学サテライト)の整備 ・ライフサポートの充実とコミュニティの強化

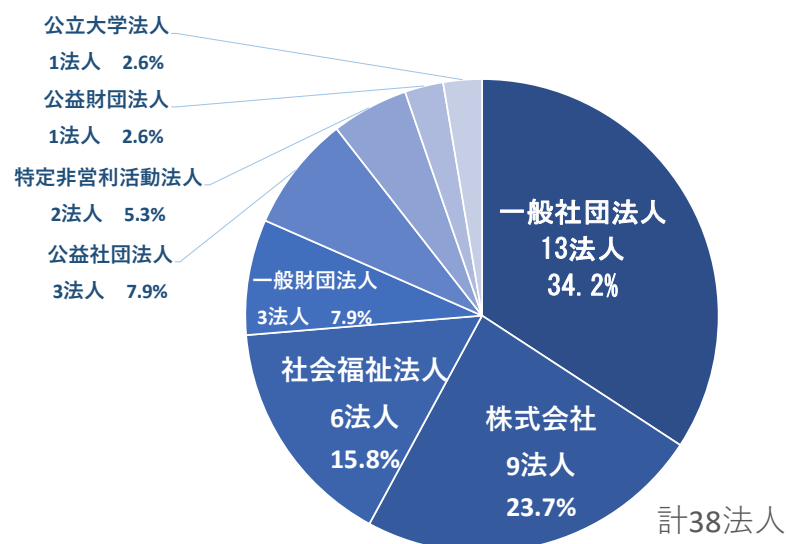
※内閣府調査に基づく令和元年11月末時点の指定状況

地域再生推進法人の一覧 [4 / 4] (指定数 3 8 全 3 1 法人)

地方公共団体	法人名	事業分類	地域再生推進法人の事業概要
鳥取県南部町	特定非営利活動法人 なんぶ里山デザイン機構	・移住支援 ・生涯活躍のまちの推進 ・古民家再生、空き家活用	・空き家を活用した移住者の誘致、移住者に対する就業相談業務 ・ふるさと納税返礼品業務 ・里山資源を活用した市民カレッジ、お試し住宅兼地域交流拠点の運営等
鳥取県南部町	公益社団法人 青年海外協力協会	・生涯活躍のまちの推進	・コミュニティづくり、障がい者の力を活用した共生社会づくり等
岡山県奈義町	一般社団法人 なぎポスト	・生涯活躍のまちの推進 ・制度運営	・まちづくり企画、調査 ・他法人との連携、支援 ・多世代共生型ナギポスト制度の運営
広島県安芸太田町	公益社団法人 青年海外協力協会	・生涯活躍のまちの推進	・空き家、空き地を活用したタウン型生涯活躍のまち推進事業 ・高齢者配食サービス、高齢者見守り事業、障がい者就労支援事業
徳島県三好市	社会福祉法人 池田博愛会	・移住支援 ・生涯活躍のまちの推進 ・福祉サービスの提供	・お試し移住事業(住まいの確保支援、起業・就業支援、コミュニティ形成支援) ・戸建中古住宅の改修・マッチング支援事業 ・サービス付き高齢者住宅設置運営等福祉サービス事業
徳島県三好市	一般社団法人 三好みらい創造推進協議会	・起業支援 ・移住支援 ・生涯活躍のまちの推進 ・古民家再生、空き家活用	・空き家再生活用促進事業 ・地域交流拠点施設の運営 ・お試し暮らし住宅入居管理 ・健康・生きがいづくり事業
高知県日高村	特定非営利活動法人 日高わのわ会	・交流拠点施設の運営	・トマトを軸に「食」「体験」「宿泊」のサービスを提供できる 宿泊機能付き交流拠点施設の運営 ・交流拠点機能の効果促進事業
大分県別府市	一般社団法人 別府市産業連携協働プラットフォーム B - b i z L I N K	・起業支援 ・移住支援 ・古民家再生、空き家活用 ・観光振興	・インバウンド対策事業 ・マーケティング調査事業 ・ICTを活用した観光産業生産性向上事業

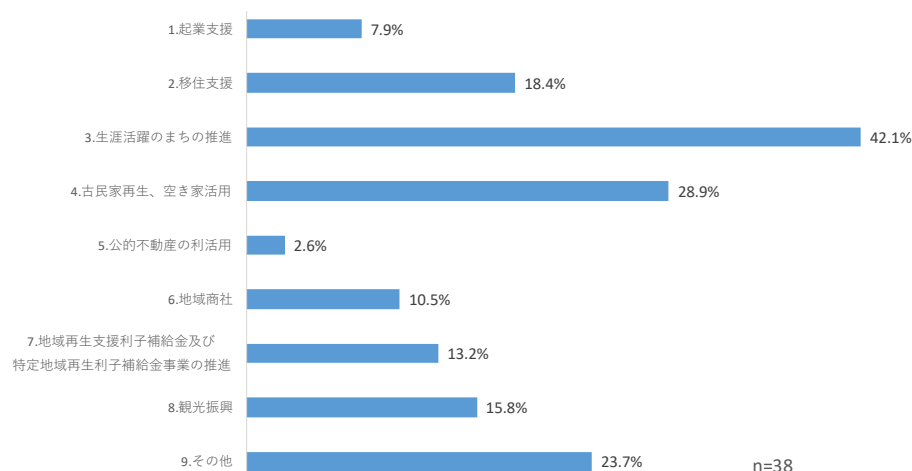
※内閣府調査に基づく令和元年11月末時点の指定状況

推進法人は、地域再生法の規定上、営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であれば、幅広い法人格の法人が指定対象となる。令和元年11月末時点で実際に指定されている推進法人の法人格については、一般社団法人が34.2%と最も多く、株式会社が23.7%、社会福祉法人が15.8%が続いている（図表12）。



図表 12 推進法人の法人格（令和元年11月末時点）

事業内容としては、生涯活躍のまち関連が42.1%と最も多く、他にも古民家再生（28.9%）、移住支援（18.4%）、観光振興（15.8%）、地域再生支援利子補給金制度を活用した産業振興（13.2%）、起業支援（7.9%）、地域商社（10.5%）に関する事業を行っている法人などが存在した（図表13）。また、その他にも、例えば、地域のお母さんたちをメンバーとするNPO法人が地域の交流拠点施設を運営するとともに、様々な地域活動に取り組むNPO法人日高わのわ会（高知県日高村）や、廃校を活用して建設業界の職人育成を行う一般社団法人利根沼田テクノアカデミーなど、多様な取組を行う法人が推進法人の指定を受けていることが明らかとなった。



図表 13 推進法人の事業分野（令和元年11月末時点）¹⁰

¹⁰ 複数回答のため、合計値は100%とにならない。

法人格と事業内容の関係をみると、生涯活躍のまち関連の事業を行う推進法人には社会福祉法人が比較的多いものの、他にも株式会社、一般社団法人、公益社団法人、NPO法人など幅広い法人格を持つ推進法人が見られる。他に、古民家再生に関連する事業を行う推進法人は多くが一般社団法人であるものの、移住支援や観光振興に取り組む推進法人は特定の法人格に限られているわけではない。これらのことから、法人格は必ずしも事業分野によるわけではないことがうかがえる。事業分野やビジネスモデル、行政との関係性に応じて、どのような法人格が適切かについては、より詳細な分析が必要である。

推進法人及び推進法人を指定している地方公共団体に対して、推進法人への指定の経緯や指定の効果を個別にヒアリング調査したところ、主に以下のような効果・メリットを確認できた。

- ①公的位置づけの付与による地域における知名度や信頼感の向上
- ②地方公共団体の判断により、委託業務の随意契約に当たっての根拠となること
- ③地方公共団体の判断により、行政財産の貸付の根拠となること
- ④地方公共団体の判断により、公共施設の指定管理者の選定の根拠となること
- ⑤推進法人が直接の補助対象事業者となることができる「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」（農林水産省所管）の活用により、地方公共団体の財政負担を伴わない国の補助制度の活用が可能となること

①については、ヒアリング調査において、日高わのわ会（P.33 推進法人取組事例3）など多くの推進法人から回答のあったものである。特に、知名度の低い民間団体などが活動を行うに当たり、「法律に基づき地方公共団体の指定を受けた団体」という公的お墨付きが、地域社会における団体の信頼度を向上させ、活動の円滑な実施を可能にするために機能している証左と言える。

上記②③④については、地方自治法上、推進法人に指定したことをもって、自動的に随意契約や行政財産の貸付等が可能となるものではない。しかし、実際には地方自治法の解釈において、推進法人に指定していることを考慮要素としている事例が多く見られた。例えば、岩手県遠野市の（一社）遠野ふるさと公社（P.32 推進法人取組事例1）においては、推進法人に指定していること等を総合的に勘案し、市から法人に対し地域商社業務の随意契約による委託を行っている。また、広島県安芸太田町では（公社）青年海外協力協会に対し、推進法人に指定していること等を勘案し、町所有の土地（行政財産）を交流拠点整備のために貸与している。また、日高わのわ会の事例では、村所有の宿泊施設について、日高わのわ会を公募なしに指定管理者として選定している。

②③の随意契約と行政財産の貸付については、関係する地方自治法上の規定や判例、実際の事例について、先述の「民の力を活かした地方創生の手引」において整理し、令和元年12月に公表を行っている。

また、⑤の農山漁村振興交付金については、例えば、（一社）古民家再生協会滋賀（P.33 推進法人取組事例4）では、同交付金を活用して取組を行っている。

次に、今後の施策検討のために、推進法人を指定している地方公共団体及び推進法人に対して要望・ニーズをヒアリングしたところ、以下のような意見があった。

- ・財政面での支援（施設整備や組織設立時等のイニシャルコストに充当可能な補助、固定資産税の免除、公的融資と利子補給等）
- ・各種許認可等が得やすくなる仕組み
- ・参考となる他の官民協働の事例集（PR方法なども含めた事業者視点のもの）
- ・動画等を活用した取組のPR

財政面での支援については、地方創生拠点整備交付金や地域再生支援利子補給金など現在でも活用可能な制度が存在し、これらの制度を知らない地方公共団体や推進法人もあると考えられることから、これら既存の支援メニューの周知に引き続き努めていく必要がある。また、内閣府の支援メニューに限らず、他省庁の関連する支援措置をパッケージ化してわかりやすく発信していくことも有効であると考えられる。なお、いくつかの推進法人からは、地方公共団体を介在しない国からの直接の補助制度について強い要望があったところであるが、他方で他の推進法人からは法人の自立性を損なうため補助制度は不要という意見も見られたところである。

一般論として、法人の事業分野やビジネスモデルに応じて、必要な支援措置は異なると考えられる。例えば観光振興や地域商社などビジネス的側面の比較的強い取組においては、永続的な財政的支援の必要性は低いものと考えられる一方で、福祉的側面の比較的強い取組においては行政による一定の支援が必要と考えられる。また、単純な補助ではなく、指定管理や業務委託により、法人の収益の柱となる業務を確保した上で、他の取組については自立的に運営するなどの方向性も考えられるほか、遊休公共施設の無償又は低額での貸与により法人の財政面を間接的に支援するなどの方向性もある。

各地で地域再生に取り組む民間団体について、実情に応じた詳細な支援策を検討するに当たっては、団体の財源、人員体制、ビジネスモデル等に注目して、より詳細な調査・分析を行う必要がある。

推進法人取組事例 1

地域再生推進法人の取組例 (一社) 遠野ふるさと公社 <岩手県遠野市>

法人概要

- 遠野ふるさと公社は、昭和59年に設立された、観光施設の管理、地元特産品の販路開拓などを主たる業務とする第三セクター方式の一般社団法人。
- 同法人は、平成28年度に遠野市から地域再生推進法人としての指定を受けて以降、「道の駅 遠野風の丘」内に地域商社本部を設置するなど、地域商社として経営進化を遂げ、マーケティング力・情報発信力の強化、ふるさと納税による地域磨き等、各種事業の強化を行っている。

地域再生推進法人の取組内容

- **地域商社業務**
ホップやワサビ等の地域の農産物を活用した新たな特産物を開発し、道の駅、アンテナショップ、首都圏のイベント等での販売を行うほか、海外販路を開拓し、海外の物産展に出店するなど、外貨獲得による地域経済の活性化に寄与。
- **遠野市観光施設の指定管理業務**
「道の駅 遠野風の丘」のほか、昔ながらの農村風景を再現した体験施設「遠野ふるさと村」等の市の観光事業に関する公共施設の管理・運営を行っており、地域観光の振興に寄与。



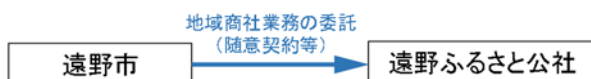
米国での物産展の様子

地域再生推進法人の指定による効果

○ 継続的な取組の実現

遠野ふるさと公社が実施している「地域商社業務」等については、遠野ふるさと公社が地域再生推進法人として指定されていること等を総合的に勘案し、随意契約による業務委託を行っている。

また、随意契約によらない業務委託についても、総合評価落札方式の一般競争入札の際に、地域再生推進法人に指定されていることが評価の加点要素となったこともあり、遠野ふるさと公社による中長期的な継続した取組が可能となった。



<法人基礎情報>

法人形態	一般社団法人
法人設立年月	昭和59年5月
推進法人指定年月	平成28年9月
職員数	常勤48名/非常勤12名 ※令和元年10月時点
業務エリア	岩手県遠野市内

推進法人取組事例 2

地域再生推進法人の取組例 (公社) 青年海外協力協会 (JOCA) <広島県安芸太田町>

法人概要

- 青年海外協力協会 (JOCA) は、青年海外協力隊の帰国隊員を中心に昭和58年に設立された公益社団法人。
- 国内外のボランティア活動や、国際交流事業など、多岐にわたる活動を行っており、国内数か所で「生涯活躍のまち」の推進に携わるなど、地域再生事業にも取り組んでいる。
- 町の「生涯活躍のまち」構想のプランニング事業に同法人がプロポーザルによって選定されて以降、町内に事務所を設置するなど、町と協働して事業に取り組んでおり、平成30年1月に、事業の更なる推進のため町から地域再生推進法人として指定を受け、同年2月には、事業継続性担保等のため「地域再生推進法人の指定にかかる協定書」を町との間で締結している。

地域再生推進法人の取組内容

- **地域住民の交流拠点の整備**
町内(加計地区)において、タウン型生涯活躍のまちの実現を図るため、温泉やカフェ等の機能を有する、多世代地域住民の交流を促進する拠点を、旧旅館跡地を活用し、整備している。(令和2年3月オープン予定)
整備後の運営については JOCA 自身が行い、自走による事業展開を行っている。
- **全町域における町内配食サービス**
食事の確保が難しい町内高齢者や障害者等を訪問し、栄養バランスのとれた食事を有償で提供する事業を、町からの委託事業として実施。食事の提供と安否確認を兼ねており、山間地に位置する町における自立した在宅生活を支援している。
- **地域コミュニティの担い手育成に関する活動**
次世代の地域コミュニティの担い手を育成するため、地元の学校と連携し、地域での学習活動支援等を行っている。



多世代地域住民の交流拠点(完成予想図)



配食調理場(A型就労事業所)での、地元小学校の福祉に関する学習の様子

<法人基礎情報>

法人形態	公益社団法人
法人設立年月	昭和58年12月
推進法人指定年月	平成30年1月 ※安芸太田町からの指定
職員数	正職員92名、特別嘱託100名、嘱託職員9名、臨時雇用職員58名、パート職員45名 ※令和元年12月11日時点
業務エリア	全国

地域再生推進法人の指定による効果

○ 行政財産の有償貸付

交流拠点を整備する際、拠点整備予定地に隣接する町所有の土地(行政財産)に拠点機能の一部を整備する必要があったが、安芸太田町において、JOCAが地域再生推進法人に指定されていること等を勘案し、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づき、当該行政財産を同法人に長期に渡って有償貸付することとしている。

推進法人取組事例 3

地域再生推進法人の取組例 (特非) 日高わのわ会 <高知県日高村>

法人概要

- 平成17年に設立した日高わのわ会は、「地域の困りごと」の解決のため、5人程度の母親の集まり「有償ボランティアグループわのわ」からスタートした特定非営利活動法人であり、現在は50人程の会員と働く母親で組織されている。
- 同法人は、特産品であるトマトの販売、喫茶、福祉等、幅広く活動しており、住民同士の「おせっかい」によりお互いを気遣い、高度なシェアリングエコノミーとして機能している。
- また、平成30年度に地域再生推進法人の指定を受けて、「Eat & Stay とまと」の管理運営にも携わっている。
- 創意と工夫を活かした個性的な地域づくり活動に顕著な功績を挙げており、令和元年度には、地域づくり表彰の国土交通大臣賞を受賞している。

地域再生推進法人の取組内容

- **ボーダレス福祉**
障がい者向けの自立支援、相談支援、就労支援サービス、リハビリのサポートなど、みんなで支え合う様々な福祉活動を行う。
- **「日高村フルーツトマト」を使った商品開発・販売**
ブランドの出荷基準に満たない規格外トマトを買い取り、トマトソースやジャムなどの加工品として、製造・販売を一貫して行っているほか、地元の人たちが毎日気軽に通い、集う「おかん食堂」を運営し、オムライスなどを提供。
- **宿泊体験施設「Eat & Stay とまと」の運営**
村所有の宿泊施設である「Eat & Stay とまと」を管理・運営し、観光客の滞在及び地域住民との交流に寄与。



日高村トマト加工品例



宿泊体験施設「Eat & Stay とまと」

地域再生推進法人の指定による効果

- **事業推進の円滑化**
「Eat & Stay とまと」の指定管理者について、「事業効果が明確に期待できる」ときは、公募によらず、公共的団体を選定できる旨を村条例に規定。地域再生推進法人の指定を受けていることを事由に、公募なしに当該法人を指定管理者として選定することができ、地域再生のノウハウを持った優良な法人との連携による事業の円滑な推進につながった。
- **村内の知名度及び信頼感の向上**
もともと地域に根付いていたことに加え、村からの指定を受けることにより村内の知名度がさらに向上。村民からの信頼を受け、より地域再生に取り組みやすい環境となった。

<法人基礎情報>

法人形態	特定非営利活動法人
法人設立年月	平成17年3月
推進法人指定年月	平成30年9月
職員数	常勤14名/非常勤18名 ※令和元年10月時点
業務エリア	高知県日高村内

推進法人取組事例 4

地域再生推進法人の取組例 (一社) 古民家再生協会滋賀 <滋賀県米原市>

法人概要

- 古民家再生協会滋賀(平成25年設立)は、全国各地域に残る日本の住文化である「古民家」を未来の子どもたちへと継承するための活動を行う全国組織である全国古民家再生協会の滋賀県支部。
- 県全域で、空き家・古民家相談や古民家鑑定、伝統耐震診断、床下インスペクションの総合調査を実施。
- 平成30年9月に米原市と「空き家及び古民家の活用に関する連携協定」を締結し、平成31年3月に同市から地域再生推進法人として指定。市と連携して空き家・古民家の改修や古民家への宿泊等を通じた観光客の増加や移住定住の促進による地域活性化に取り組んでいる。

地域再生推進法人の取組内容

- **空き家・古民家を活用した地域活性化**
(株)JTBや(一財)ロングステイ財団と連携し、空き家・古民家を地域活性化のコンテンツとして活用する方策を検討。移住者等も参加するDIYによる空き家改修や体験宿泊プログラム等を実施。第1弾として、「東草野地域」をフィールドとして事業を開始。
- **空き家バンクの機能強化**
移住希望者にとって改修費がわからない物件は敬遠されることから、移住希望者の不安解消のため、古民家の再生に関する専門的知見を活用して登録物件の概算改修費を算出する。また、改修内容に精通する業者の紹介を行い、空き家改修の円滑化を図る。
- **情報発信**
全国古民家再生協会が発行する情報誌「ジャパトラ」へ記事を掲載するなど、空き家・古民家に関心が高いユーザーにダイレクトに情報を届ける。



床下インスペクションの総合調査



米原市との連携協定締結式

地域再生推進法人の指定による効果

- **事業推進の円滑化**
地域再生推進法人を補助対象事業者とする農水省所管の補助制度(農山漁村振興交付金の一部の事業)を活用することにより、迅速に事業に取り組むことができる。
- **市民からの信頼感の向上**
連携協定の締結に加え、推進法人として市からの指定を受けることにより、市民からの信頼感も増し、より地域再生に取り組むやすい環境となった。

<法人基礎情報>

法人形態	一般社団法人
法人設立年月	平成25年1月22日
推進法人指定年月	平成31年3月 ※米原市からの指定
職員数	常勤2名(会員9名) ※令和元年12月時点
業務エリア	滋賀県内

<政策への反映の方向性>

推進法人については、一定の指定件数はあるものの、地域再生の推進に期待される民間主体の役割の大きさを考えれば、必ずしも活発に活用されているとは言い難い。引き続き、制度の周知及び事例の紹介等により、推進法人制度の活用促進を図っていくことが必要である。

また、推進法人等の地域再生に取り組む民間団体が活用可能な支援メニューをとりまとめて、わかりやすく発信していくことも重要である。このような考え方から、推進法人を含む民間の力を活かした地方創生の先行事例や法人への随意契約・行政財産の貸与に当たっての留意事項等について整理した「民の力を活かした地方創生推進の手引」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進事務局により、令和元年12月に全地方公共団体に発出されている。今後は推進法人制度の周知に加え、当該手引の周知にも努めていく。

さらに、推進法人等が活用可能な支援措置の拡充も今後検討していく必要がある。支援措置としては、財政支援に限らず、情報支援、人材支援なども広く射程に入れる必要がある。

また、地域再生と一口に言っても、事業分野やビジネスモデル、活動エリア等に応じて求められる支援も異なると考えられる。例えば、福祉的な側面の強い事業分野であれば、継続的な財政支援の必要性が高いのに対し、ビジネス的な側面の強い事業分野であれば、規制等の事業活動の環境整備といった面での支援が求められるケースもあると考えられる。今後は、このような推進法人の属性や取組内容に応じて、必要な支援措置を検討していく必要がある。

ただし、推進法人の指定数を増やすこと自体は、NPO法人等への公的なお墨付きによる信頼度向上等を通じた手段にすぎない。本来の目的は、推進法人であるかどうかにかかわらず、民間主体の力を活かした地域再生を図っていくことである点に留意した上で、取組を進めていく必要がある。¹¹近年は地域商社やDMO、協同組合等の多様な手法による法人化が進んできているところであり、今後は、現に推進法人に指定されている団体に限らず、地域再生に関わる民間団体を幅広く捉えた調査分析も進めていく必要がある。

¹¹ たとえば、多くの学校を統廃合した結果生じる廃校舎を民間に貸し付け地域再生を図る事例は多いが、これらを推進法人に委ねることはまれである。

(4) 地域再生制度に関する運用改善について

<調査分析の視点>

(1) から (3) に設定した具体の 3 テーマに加え、地方公共団体へのアンケート調査及びヒアリング調査においては、地域再生制度一般に関する地方公共団体の要望・意見等を収集している。その中で対応が可能であり、特に必要性が高いものについて、随時改善を行っている。

<調査分析の結果>

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が行う地方創生に関する取組みに対して、企業が寄附を行った際に、税制上の優遇措置が受けられる制度である。当該制度を活用した地域再生計画については、令和元年 12 月末時点において、668 計画が認定されている（地方創生推進交付金との併用によるものを含む）。

今年度調査では、平成 30 年 7 月に大規模な豪雨災害に見舞われた後、災害復興を目的として当該制度に係る地域再生計画を作成した広島県呉市に対してヒアリング調査を行った。

地域再生計画は、年 3 回（① 1 月申請・3 月認定、② 5 月申請・7 月認定、③ 9 月申請・11 月認定）の認定申請を受け付けている。同市は平成 30 年 7 月 6 日の災害発生後、平成 30 年 9 月申請の回のスケジュールに合わせて地域再生計画を作成し、認定を受けた。しかし、仮に発災時期がもっと遅かった場合、認定のタイミングを考慮すると、企業としては当該会計年度に寄附を間に合わせることが難しくなり、制度の活用が難しくなる。そのため、災害発生時の地方創生応援税制に関する計画については随時認定するような仕組みが望ましいとの意見があった。

<政策への反映の方向性>

令和元年度は、6 月に発生した山形県沖を震源とする地震災害や、8 月に発生した九州北部における記録的な豪雨災害、10 月に発生した台風第 19 号に伴う災害等、甚大な被害を伴う自然災害が多発した。地方公共団体の要望も踏まえ、山形県沖地震災害及び九州北部豪雨災害に関しては、それぞれ臨時の認定回を設け、対象となる地方公共団体向けに周知を行い、申請受付を行った。

また、台風第 19 号災害が発生した 10 月以降は、災害からの復旧・復興事業に関して被災した地方公共団体が作成する地域再生計画については、緊急性等を勘案の上、通常地域再生計画認定申請期間にかかわらず、個別に相談・申請を受け付け、認定を行うこととし、災害に係る計画申請の随時受付を一般化した。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

今年度は、地域再生計画の未活用地方公共団体、広域連携の取組、地域再生推進法人制度に焦点を当て、地域再生に資する施策の評価に向けた調査分析を行った。

地域再生計画の作成状況に関しては、前年度と比較して認定地方公共団体数が増加の傾向にあり、地域再生制度の普及が進んでいると言える。一方で、計画未作成団体は令和元年12月時点で116団体、単独計画未作成団体は同時点で212団体存在しており、このような地方公共団体への制度普及のためには、特に人口規模の小さい市町村等を対象として地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウ不足を解消する人材支援制度の周知や、財源確保が困難な地方公共団体へ企業版ふるさと納税の活用を促すことなどが重要と考えられる。また、広域連携の事例紹介等を通じて、他の地方公共団体との連携を促すことも有効である。

広域連携の取組みに関しては、事業分野や連携形態（水平連携・垂直連携）ごとに連携のメリットの特色があることが明らかとなった。また、水平連携の事例においては、遠隔地間で連携している計画も存在し、近隣の連携では得られない遠隔ならではの連携のメリット等が見られた。このような事業分野や連携形態に応じた連携の効果の考え方を含めて、広域連携の取組の事例を公開していくことが有効と考えられる。

同時に広域連携には、地方公共団体間の温度差リスクや政策変更リスクなど、広域連携固有の課題も存在する。今後、こういったリスクへの対応策等を含めた調査を行う必要がある。

推進法人については、令和元年11月末時点で38法人が指定を受けており、増加の傾向にある。さらなる民の力を活かした地域再生の推進のため、推進法人等の地域再生に取り組む民間団体が活用可能な支援メニューについて、「民の力を活かした地方創生推進の手引き」等により、わかりやすく発信していくことが重要である。

さらに、今後は、現に推進法人に指定されている団体に限らず、地域再生に関わる民間団体を幅広く捉え、調査分析を進めた上で、当該団体の属性や取組内容に応じ、そのニーズに合わせて財政支援・情報支援・人材支援など、幅広い支援措置を検討していく必要がある